

平成27年9月17日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	3番	藤本岩義		
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

2番 濱村 博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成27年9月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成27年9月17日
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。
諸般の報告をします。
欠席者の報告を致します。
濱村博君から欠席の届けが提出されましたので報告致します。
これで諸般の報告を終わります。
日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許します。
質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

皆さん、おはようございます。
それでは、議長の許しを得ましたので、私の質問を致します。
1問目でございますが、行政業務についてお伺いを致します。
住民の方たちが、各種の申請書が必要となり各庁舎へ、本庁、支所とへ出向いた際に、まあこれ運が悪く、申請受付担当職員さんが出張などで不在の際には、パソコンのパスワードが担当者専用のために、他の職員さんでは申請書類を出すことができません。それはそれでパソコンのセキュリティーの関係から当然だと思えますが、住民の方たちが貴重な時間を使って各庁舎へ取りに行ってることを思えば、可能な限り、担当者不在でも請求者の方たちにいつでも渡せるように準備しておくべきだと私は思います。これも、簡単なもので出せるものと出せんもんがあると思います。ほんで、そのへんも考えていただければいいと思います。
私は準備しておく必要があると思っておりますが、執行部の考え方を伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。
森議員の一般質問の行政業務の1点目、各種申請書の窓口対応につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。
森議員のご質問のとおり、担当職員が出張などで不在であっても、情報を共有しまして、基本的には請求者にお渡しできるようにすべきであるというふうに考えてございます。
個別の事例でいろいろな場合が想定され、担当でしか説明し切れない詳細なことなどはあろうかと思えますが、来客者に何度も窓口に来ていただくことのないような対応を心掛けていきたいというふうに考えております。
以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁で、ほんとに分かっていただけたと思います。

私の方も、出せる書類、出せない申請書といろいろあるということは踏まえておりますけど、まあ簡単な申請書、一つで言えば鳥獣とか、もしくは農道整備とか、そういうように簡単に渡せて説明ができるような書類のことですけど。そういうものであれば必ず、まあ今言われたように、パスワードを共有せんでもいいと思うんですけど、置いていい。パソコンで出して、ストックというんですかね、予備を構えておけるものを置いてあげたら、結構それで用件は足りると思いますので、今の答弁のようにお願いをしていただくようお願い致します。

1 の 2 に入ります。これは、入野地区の住民の方が申請書類が必要となり、佐賀支所へ取りに行ったときにいうこととお伺いしております。

たまたま、先ほどの質問と同じように担当の職員さんが不在で受け取れなかったと。申請書がもらえなかったということで、そのときにその所におった職員さんに、ご本人が本庁へもらいに行くので郵送でなくて庁舎便で回してくださいと伝えていたのに、後日、自宅の方へ郵送で届いたと。

で、その方が言われるには、まあ切手代ですので 82 円という少額だと思いますけど、その方が一番きつかった言葉として受け止めたのは、少額とはいえこれは経費の無駄遣いではないか、との声がありました。まあ、できれば業務の方の流れとしては、煩雑になるかもしれませんが住民の要望どおりに、そのような業務を取り組むべきだと私は思います。

確かに、執行部、執行の上では郵送の方が庁舎便で回すよりも、また、庁舎便で回せばご本人に連絡せないかんとか、いろいろなあれはあるとは思いますが、思いますけど、やはりそのへんは住民の方にこのような、少額であれ無駄遣いというような言葉が出ないように、やはり執行部として監督が必要ではないかと思いますが。

今後、どのように取り組むかを執行部にお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、森議員の行政業務の 2 点目、経費の無駄遣いと住民の要望どおりにというようにご質問に、通告書に基づきましてお答えを致します。

ご質問の事例に対する回答ではなく、業務全般に対するお答えとさせていただきます。

まず、文書などの届け先につきまして無理な要望を受けているわけでもございませんので、来客者の指示どおりにするのが通常の対応だというふうに考えてございます。

また、郵便料などの無駄遣いについてでございますが。郵便を送る際には、職員の家族の方、そしてまた世帯が同じ方などであればまとめて送るなど、現在、節約にも取り組んでございます。ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

現在、今の答弁では、取り込んでおるといようなことでございます。

まあ、今の副町長が言われるように、1 世帯であれば、かまん範囲 1 つの封筒に入れて送る。これもやって

おることは分かっております。世帯が別個でない限り、役場から来た書類は必ず、同世帯は同じ封筒の中に入れてきますので、そのへんのことには理解しております。

まあ、これ言ったら切りがないんですけど、やはり住民の方々は、以前にもちょっと質問したけど、ここに当たるかどうか分かりませんが、いろんな通知書が来ると。ほんで、これについても少額の払戻金なんかはがきで来ますけど、これもまとめてもらう方が。これはやはり国の流れからしたら、担当の方ではそれができないみたいなことを聞いておりますけど、住民の方にしてみたら、わずかな金額の、受け取りに来なさいいう、52円出してきて受け取りが80円というような金額にガソリンたいは役場まで来れませんよというような意見もあります。これは、まあ経費の無駄遣いもあるという言い方もありましたけど、ちょっと外れるかもしれませんけど、同じように郵送で来るがやけどまとめてもらえないでしょうかということです。まあ、それは期限があるので、三月（みつき）なら三月（みつき）ためて、失効にならんうちに取りに来ればよい話だと思いますけど、受け取った住民の方にしてみたら、まあ、往復したら5、6キロになる所からガソリンたいはもらいに行けん金額まで来ますというようなこともあります。

今回はほかのことは問えませんのでまあ郵送のことになりますけど、やはり住民の方の希望どおりに、今、答弁の中では沿うようにやっていきたいと。やけど、業務の流れの中ではどうしようもない分もありますよということやと思います。

再度お伺い致します。できるだけ住民の方の希望に沿える範囲。で、もし沿えないときにはきちっとお伝えして、これはこういう理由で庁舎便では回せませんよとかいうように徹底していただけたらこういうような問題が出てくることはないと思いますので、そのように。

再度の質問になりますけど、副町長、今後、職員さんにそういうことを徹底して、なるだけ住民の方々からそういう疑惑の目が起こらないような行政執行。逆に言われませんが、事務手続き上は逆に時間の食う場合もあるかもしれませんけど。そのへんも踏まえて、今後、住民の要望にできるだけ応えていけるというような発言でしたけど、再度お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答を致します。

先ほど森議員が言われました、還付金などの通知につきましてですけども。かえってですね、家族でまとめると駄目やというような家庭もございまして、それぞれ本人に通知を出すのが本筋かとは思いますが。そういうところを、まあ経費のことを考えましてまとめてということもありますので、個々、いろいろなことを想定しながら対応していきたいというふうに思います。

そして、経費の節減につきましてもいろいろなことを考えられますので、今後取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これで1問目の質問は、いい答弁でしたので終わらせていただきます。

2問目でありますが、職員採用試験について問います。

これは千葉県我孫子市の市長を1995年から2007年まで、3期12年市長を務められた福嶋浩彦（ひろひこ）

さんの本の中で出してる出版した本が、市民自治によれという本があります。これの中で書いておりましたが、まあ、福嶋さんが市長選に出るための公約であった、職員採用を公正に行う仕組みの一つとして作ったのが民間試験委員のあれですが、これは試験期間中は非常勤特別職員として守秘義務を持って、可否の採用についての会議まで全部参加をすることを条件で1名入れる。それまでは、これ助役となっています。古い本ですので。まあ、今は副市長でしょうけど。助役がその採用試験の委員長をして、それに市の幹部職員と5名程度でつくっていたのを改めて、30代、40代の職員2名を毎年交代で委員に入れ、1名は民間からなってもらい、毎年5名のうち3名は交代し、試験が終わるまでは誰が委員が分からなくしておくことと。それと、また採用試験の透明性を確保するために、受験者本人からの求めがあれば、面接を含め試験の得点や順位を開示。これは、募集要項で全員に周知しておると書いておりました。

わが町も、5つに改めることは難しいと思いますので、私は受験者の本人からの求めがあれば、面接を含め得点の順位を開示すべきだと思います。

これは以前、私、このことについて、10年以上前ですけど一度、開示請求をしてあげるべきではないかという質問したときに、そのときに明確に、そのときにはしませうというような答弁はいただいておりませんでしたので、再度ここで執行部の考え方をお伺い致します。

あくまでも、書きちょうとこと前段がちよっと、文章の方が長うなってますけど、最後の方、どちらかできる範囲で可能な所の回答を求めます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは森議員の一般質問2、職員の採用試験について、通告書に基づきお答えを致します。

黒潮町では職員採用試験の合格発表については、受験者ご本人にはその結果を文書でご通知するとともに、合格者の受験番号は黒潮町の本庁、支所、両庁舎の正面玄関横の掲示板上に掲示するとともに、町のホームページでも公開をさせていただきます。

また、採用資格試験の結果で、受験者数、得点、順位については、受験者ご本人からの開示請求があれば、黒潮町個人情報保護条例に照合した上で開示をさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁で、本人からの開示請求があれば、個人情報と照らし合わせて、順位とかその他を開示しておりますということです。まあ、これはあまり一般に知られてなかったことではなかろうかと思います。

こういうことを受験者、採用試験の試験に臨む方以外に、やはり町民にこれを周知することの方が、採用試験が透明に行われているということを住民皆知ってくると思いますので、やはり何らかの方法で役場としては、広報か何かで知らせておるかもしれません。それについて私の方が見落としておるかもしれませんけど、やはり、こういういいことはもっともっと住民のこへ徹底周知するべきではないでしょうか。

まあ、こういうことでうちの町は透明な試験をやっただけ。そしたら受けようかというような方々も増えてくる可能性。これ、今の言い方でいくと、今までの採用試験が何か陰でやってたような感じに取られますけどそういう意味ではありませんので、そこの誤解はないようお願いを致します。

ちよっと質問書に書いておりませんでしたけど、今の質問の中で言わせさせていただきました、民間を取り入

れてという試験方法ですが、これはこの本の中でその福島市長が言われていることは、面接のときに自分がオブザーバーで入って聞いておりました。そのときに受験者が言うことが、いろいろ質問して答えてくる答えがすごいと自分が感じておいて、今の受験する人はすごいなというて感心して聞いておったらしいです。そして、その方がその部屋から出ると、そのときには千葉県の近くの大きなホテルの総支配人を呼んできて、その年の審査員に入っていたそうです。その方が言われるには、今の言うた答えはこういうこと言ったのですよ。で、またこういうこと言ったことは言ってますよという答えを聞いたときに、やはり外の目が入ること、そしてそういう、大きなホテルの総支配人とかいうようなことになってくると、ものすごくいろんな人と接触し、短時間で相手を見抜くという、そういう技術を持っている。そういうことがあるからやはり、この方が言うには良かったというような言い方と。それから、まあ大体試験には、我孫子市の方でも50代を超したような経歴のある職員さんを審査員に選んでたけど、改めて30代、40代を毎年入れ替えることによって、新しい考え方で職員さんが選べる。これちょっと、本の中の言葉でいいか悪いかわかりませんが、やはり50代過ぎると、自分と似通ったような性格の者を採用する傾向が強いと。30代、40代でちょっと年齢が10あらくとも考え方もまた違うので、そういうようにすることによってまた違う採用ができていくということを書かれておりました。

で、ここで言われるのは、優秀な人材をほかの市町村に取られんようにすることも一つの、こういうこと的手法を採ったがの理由だと書いておりました。やはりいい人材を確保しなければ、小さい自治体はなかなかまいこといかなるから、そういう意味でもこういう仕組み制度は、私は本読んだ限りいいんじゃないかなというように思いましたが。

ちょっと質問要項とは外れるかもしれんけど採用試験の範囲ですので、こういうように採用試験の審査委員の方の構成を変えていくように取り組んでいく考えがあるかないかについてお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

職員の採用試験、学科といいますか試験とですね、面接の試験、作文等がございます。これまでも面接等の試験で、森議員が言われるように管理職等で当たってきております。その面接試験等を民間といいますか、トータル的に委託に出せないだろうかということはちょっと検討中ではございまして、しかしながら民間の業者にすればですね、試験からトータル的にやることはひょっとしたら可能かもしれんというようなご意見もいただいております。まだ現実のところまでいってございません。

ということで、今後も試験の委員会とは別にしまして、面接含めてトータル的に検討をしているという状況でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁の中で民間委託というような、表現じゃなくてそういうことがありましたが、私が求めておるのはそういうことではなくって、やはりキーは役場が提げてるけど、一人だけでも民間の方を、そういう見識のある方を含めてやってみたらいかがでしょうかということと。

それから、まあ中堅の職員と、30代いうたら中堅になりかけということになるがでしょうか、まあ入所して

から15年ばあだった年代、25年ばあだった人なんかを交えて、その審査員として取り組みはできないかということで、私は今再質問をさしてもろうたと思っておりますが、意外にも、民間にその試験すべてをお任せする。それはそれでいい面もあろうし、また違う面もあろうしということです。よく地元の方というか町内の方が、地元の者が入れんがかよというようなこと。これ今は、全国から応募があったら、答えるのは、私が答えるとしたら、全国から試験を受けることができます。役場の方は、やはりその上の順番から採っていかないかんから、採用は今は町内とは限りませんよというような話はしております。

だから私は、そういうことは抜きにして、まあそういうように新しい考え方として30代、40代の職員さんとか、民間の学識のある方で守秘義務をきっちり守っていただけるような方を入れてみる考えは、民間委託するまでにそういう取り組みについてはいかがなものでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご提案いただいております、今の枠組みの中で1名程度の民間人を。恐らく面接を想定されていると思うんですけども、そちらの方への登用がないできないかということですが。いただいたご意見につきましては、参考に検討材料としてさせていただきます。

先ほど副町長が申し上げました、全体的に民間に委託できないかというようなことはですね、幾つか目的がございまして、一つは議員からもご指摘がありましたように、優秀な人材の確保。これが、少子化とか人口減というのはこういうところにも実は表れておりまして、応募人数も年々減っていく中でいかに優秀な人材を確保していくのかと。

そうなりますと、例えばある一定規模の企業でありますと人事部がございまして、そこはもう年がら年中、人の特性判断であったりとかそういう業務をしているわけですね。そう考えますと、自分たちよりもはるかに高度な人材を見抜く能力があって判断ができると。そのようなことで優秀な人材が確保できるのではないかということ。

それからもう一つは、これもご指摘いただきました透明性の問題でございます。

そういったことを全体的に考慮しながら、自分たちとしてはそういうプロの方に委託ができないかどうかの検討をしている段階でございまして、それに併せて、今回ご提案をいただきました案件につきましても内部で少し検討をさせていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

3問目の方に移らせていただきます。

まあ今回、新庁舎の建設に向けていろいろとやっております。造成も始まりました。この新庁舎の入札についてお伺い致します。

新庁舎の建設は、恐らく黒潮町でも、もう最後の高額な入札になるのではないかとこのように思っております。そこでですが、建物、水道関係、電気関係を一括、今まででしたらすべて一括入札方法でしてありますが、業務の方の関係もあろうかと思えますけどそうではなく、町内の事業者を育てていくことから、建物、水道、電気と、分けての分離発注。これは行政としてはなかなか、単価も上がるとかいろんな面があろうかと思えますけど、やはり町内での事業者を育成していくという面からも。中小の業者さんがようけおります。まあ建築もすべて、大手さんもおる代わりに、電気、水道になると、皆さん大きい金額になるとなかなか入札も難

しくなるぐらいな事業者じゃないかというように私が勝手に判断してる分もありますけど。

まあ、今までの事例はいろいろあると思いますけど、私としては町内のそういう事業者の方々が単独で入札が不可能など。参入できない場合には、何社かでの共同企業体というんですかね、そういうものに組んで、入札、参入できるように。私は行政としてもいろいろと難しい部分はあるかと思いますが、地域の業者を育てるという意味からいきましたら、私はすべきと思っております。

執行部の方の考え方をお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは森議員の一般質問の、新庁舎建設に際しての入札につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

森議員のご質問のとおり、庁舎建設の入札につきましては分離発注での対応を考えてございます。建築、電気、そして水道など、管工事を含む機械設備につきまして検討をしており、庁舎建設の実施設計等が出来上がれば、工事の施工技術の内容等精査は必要と考えではございますが、分離発注により地元業者発注への機会を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

私、こういうようにして今回は前向きな姿勢で、詳細な設計ができれば分離発注を考えているということです。

そのときに1社じゃなくって、できれば共同体でも入札できるように取り組んでいかれるか、ちょっと返事がなかったと思います。分離でやるということでありましたので。

なぜこういう質問するかといいますと、ちょっと事例出されんけど、あかつき館なんかでも、よその業者がやった仕事でありながら、水道が傷んだけんトイレを直す、どこがなったとか。電気にしても、どっかが漏電しようけんテンパールが落ちるとかいうときは、必ず呼ばれるのは地元の業者さんです。ほんで、まあ確かに図面を見れば、プロの集団ですのでどこがどの配管か分からないかんがですけど、若干やはりその図面と、手違いというか、何かの都合で違ってる場合もあるらしいですけど。そのように、修理になったら地元の業者が行って難儀せないかん。そういうことを再三見かけましたので、今回できれば、庁舎ができる。庁舎ができれば、地元の業者にやっていただいたら、後々メンテのときにも、地元の業者ならばそのへん自分のやった仕事であれば責任持って対応していただけるというように自分は考えておりますので、今回そのような質問させていただきました。

その中で、特に分離発注を考えておるということでございます。大変、地元の業者さんにとってもいい答弁だと思います。

が、一つだけ、再度念押しになりますが、いわゆる小さい業者さんという言葉は、地元の業者さんに対してちょっと不都合な発言になるかもしれませんけど、入札の金額が高かったら、レベルがありますのでなかなか。その2社組めば入札に入れるとか、3社の共同体になれば入札に入れるとか、いろいろな喫水線の下でこうおる業者さんもおいでだと思います。

そのためにはやはり、私はここで問いたいのですけど、明確に町内の業者さんが何社かで共同企業体での入

札も考えておるといような答弁はなかったと思いますので、再度そのへんも含めてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

共同企業体、JVでの入札につきましては、高度な技術等が必要な場合に共同企業体ということも考えられます。

先ほども申しましたように、実施設計等が出来上がればですね、そういうことが必要かどうか検討をしたいというふうに思います。

そして、一応分離発注をすれば、まあ諸経費等が金額が上がるという事態にはなりますけども、共同企業体にもしなるような事態になりましても、地元の業者と企業体を組むとかの方法もございますので、そういうことも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

それでは4問目の方に入らせていただきます。

行政とボランティアの関係についてを問います。

行政の方は町内外の個人、団体等のボランティア活動と連携することでさまざまな活動を取り組まれております。その協力は、これからますます重要になってくると私は思っております。

行政としては、そのボランティア活動をどのようにとらえているかについてを問います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは森議員の一般質問の4、行政とボランティアの関係についてのカッコ1についてお答えを致します。

行政とボランティアに関係したご質問、昨年12月議会、小松議員の一般質問でもご答弁致しました。そのことと重複することを、まずご了承願いたいと思います。

黒潮町総合振興計画のまちづくりの基本理念には、まちづくりにとって大切なことは、人が元気、自然が元気、地域が元気な黒潮町の将来像を描きながら、住民と行政が協働して、暮らしやすく豊かさにとぎわいのある、ふるさと黒潮町を築き上げることであると記述されていますように、まちづくりの主役はこの町に住む住民の皆さんでございます。住民の皆さんと行政が、いわゆる協働としての取り組む事業にボランティアで参加される場合、お互いが同じ立場で、協議を重ねながら、それぞれの役割分担して事業実施に取り組んでいくのが、まちづくりの基本であるとの認識でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ、恐らく大事にしておると。それがなかったらなかなか今からやっていけないと。で、協議をしまして、住民のためにやっていくということだと思っております。

その今出てきた協働という言葉でございますが、これも受け売りになります。本に書いておるところでいきますと、協働は一般的に定義すれば、性格の異なる主体が同じ目標に向けて、それぞれの長所、得意分野を生かし、それぞれの資源を出し合って対等に連帯するということでしょう。ある本に書かれております。行政と対等な関係で連帯するのは、主権者、住民ではなく、社会のさまざまな分野において事業や活動を行っております NPO、企業、自治会、ボランティア団体などの、この場合はその方々を事業者住民というように分けて考えておるようであります。特にその方も書いておる中でも、NPO とかボランティアを事業者住民というとならえ方はちょっと酷かもしれませんというように書いておりましたけど、まあ、くくりとしてはそのように入れるらしいです。つまり、協働とは主権者住民の下でコントロールされた行政が、事業者住民と対等なパートナーシップを組むことで、二者が連帯して働き掛ける相手である受益者住民の存在が一番大事なことであります。言われましたように、さっきも出てました地域住民のことがというように言われましたので、恐らくここは一緒だと思います。

ほんで、これの事例と致しまして書かれたことは、例えば、障がい者の支援に取り組む NPO 法人。この場合は事業者住民というように置き換えますが、障がい者支援担当の行政と対等な関係で連帯し、障がいのある人、これが受益者住民が地域における自立性生活をサポートする。これが協働との考え方というように書かれております。

今からいろんな場面で、行政もやっていく上で、予算もどんどん限られてくると思います。その中で住民福祉を考えて取り組んでいくとすれば、このとならえ方というか、あくまでも行政とそういうサポートする事業者住民とが対等な立場で。住民は別個ですよと書いてます。その受ける、受ける側は言われんですけど、あなた方行政をコントロールする立場にあるのが、そういう主権者住民というんですかね。主権者住民がコントロールして、その下で、あくまでも行政と事業者が対等なパートナーとして、それぞれの持っている資源というか。まあ資源となったときには、NPO とかその他の所は自分の持つてるノウハウを提供し、お金が要れば、それを支援するのが行政ではなかろうかと思えます。そういうような形で取り組んでいかなければならないというように、まあ物の本には書いております。

これは極端な話、一例になろうと思えますけど、これからますます予算は先細りしていく中で、住民福祉に関する住民ニーズはどんどん大きくなっていくのではなかろうかと思えます。そういうときにきちっとすみ分けをして、行政とそういうサポートする団体とを対等な立場で話をしながら、受益者になる弱者の方々をどう守っていくかということに取り組む必要があろうかと今考えておりますが、ちょっと飛躍的に、書いてないこととなりますけど、まあ同じようなボランティアとの関係です。

これ今後、執行部として、そういうように対等な立場でいろんな協議をし、そして受益者となる住民のための行動を取っていくような関係でやっていかれるか。ボランティアとかいろんな所の協働を、行政はそういう立場で対等という形で取り組んでいかれるかについて答弁を求めます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えを致します。

最初のお答えでも申し上げましたように、お互いが同じ立場に立って、協議を重ねながら、それぞれの事業、役割分担をして取り組んでいきたいということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

4 番目の 2 に入ります。

前もって質問書の方にも書かせてもらいましたが、ここでやる質問は謝罪を求めるといって行く質問ではありませんので、そこをきちっと受け止めていただきたいと思います。ただ、なかなかいきなりこう言うてもいけないので、ある一定のことを書いております。それはあくまでも謝罪を求めるといって書いたのではなくって、後ろで言う私の伝えたいことを分かっていたらいただきたいと書いてありますので、答弁の方に謝罪は求めておりませんので、答弁される方はそこをしっかりとお願いを致します。

写真クラブで町内に写々部という、人数は 6、7 人ですが、クラブが存続しております。これには町からもいろいろの助成もしていただいて活動はさせていただいておりますが、これまで 20 年以上と書いておりますけど、ちょっと先が分からなかったもので 20 年以上と書いておりますけど、おおかた 25 年、それ以上の 30 年近い流れがあるがじゃなからうかと思っております。今はデジタルカメラになりましたけど、まだフィルムカメラの時代からストロボを持って行って、協力とかボランティアに参加させていただきました。それは我々は写真を撮るのが趣味のグループですので、その写真撮ることについてうんぬんということではございません。

まあ、それで町の成人式の写真撮影のボランティアとしてこれまで参加をしておりましたが、平成 27 年 1 月 3 日の成人式の撮影については他の委託業務に出されたことは、これは私、行政が業務を行うことであるから業務の方法の変更だと思っております。これは、それで良いことだと思っております。ほんとに業務の流れが変わって、ボランティアからほかの業務委託することも、それはそれで行政の中の流れですので。業務の。これについては一言も異存はございません。ただ、その変更については一度も行政の方からの説明は聞いておりません。これはもうほんとと言うて済んだことで、ここまでは次のとこのが分かっていたら書いておく部分であって、ここでの謝罪を求めるといってこの文章を書いてないことだけはご理解いただきたいです。

これから、ボランティアが参加されている事業、まあイベント等でも何でもよろしいんですが、行政が業務方法を変更された場合、言うたら委託業務にするとか、これは廃止するとか、もうこのイベントは廃止したからもう要らないよというようなことになることもあると思っております。その場合に、やはり今まで、1 年じゃろうが半年じゃろうが何年じゃろうが、もう半年でも、三月（みつき）でも、そのボランティア活動に参加したグループがあるんだとしたら、そのグループ全部に対して事前に、次のときからはもうこういう方法でなくしましたとか、その行事はもう中止とか廃止になりましたでもよろしいですし、また違う、一括して事業をほかの所に委託業務されても、それは執行部のやる事業の中の流れですので、これはこれで私は正しいというように取った、取り方は思っています。

ただ、変更されるんでしたら事前に説明をされるべきだと思いますので、これからはそのような配慮をすべきと私は思っております。事前通達をするような配慮が必要やと思っておりますので、執行部はこれから、変更される際は事前に説明をしていくかについてお伺いを致します。

ただここだけの答弁で、するかせんかだけの答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

森議員の、町の成人式で 20 年以上ボランティアとして写真撮影をしていただいた写真クラブ、写々部の皆さんに、本年からの依頼の方法が変わったことを行政から説明がなかったことへのご質問についてお答えを致し

ます。

まず初めに、このことに関する経過をご説明致したいと思います。

ご質問にありましたように、合併前の大方町の時代から写真愛好者のクラブ、写々部の皆さんのご協力を得て成人式式典のスナップ写真撮影をしてもらっており、合併後も引き続きご協力をいただいていたところです。

昨年の成人式までは、成人者の皆さんに防災グッズなどの記念品を進呈する一方、後日、記念式典のスナップ写真をあかつき館に掲示をし、希望者には希望の写真をプリントして自費で提供していましたが、その受付から発送までの事務処理が担当係の他業務を圧迫していることと、本年から記念品を式典当日の動画を収めたDVD 作品としたことから、この際、スナップ写真についても同じDVD に収め成人者全員に配布することとし、一連の業務をIWK に委託したところです。

スナップ写真の撮影については、IWK の担当の方から、引き続き写々部の皆さんに撮影依頼をさせていただきましたが、ご指摘のように、私どもの方からは写々部の皆さんにはその点ご連絡を申し上げておらず、皆さんに大変不愉快な思いをさせたことと思います。

私たちはさまざまな場面で、町民の皆さまの無償のご協力を得て行政運営を進めることができている。そのことを忘れず、常に感謝の気持ちを持ちながら、関係の皆さんへの事前の連絡等は抜かることなく事務を執行していきたいと思っております。今後ともご協力を重ねてお願い致します。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今後は事前に説明をされていくという答弁でありましたので、今後はそのように配慮をするようお願いを致します。

5 問目に入ります。高レベル放射性廃棄物最終処分場について問います。

5 の 1 です。高レベル放射性廃棄物最終処分場については、今年 6 月 25 日に県内全自治体への政府が開いた説明会へ、町からも誰かは出席されていると思っております。

その内容についてどのような説明があったかについて、内容を問います。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の、高レベル放射性廃棄物最終処分場について、政府の説明に町からも出席をしていたが、内容について問うのご質問にお答え致します。

去る 6 月 25 日に、高知市の高知共済会館におきまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する自治体向け連絡会が、経済産業省資源エネルギー庁の主催により開催され、黒潮町からは住民課長の私、藤本が出席をしておりました。

経済産業省の説明の要旨についてお答え致します。

2015 年 5 月 22 日に、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定が閣議決定されたことに伴いまして、高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定に係る国の取り組み姿勢の変更について、高知県下の自治体に周知することを目的に開催されました。

最終処分地の選定について、これまでは自治体から名乗りを挙げる公募方式により実施することとしておりましたが、基本方針の改定後は、国が科学的に適正で考えられる地域、いわゆる科学的有望地を提示し、重点的な理解活動を実施した後に、関係自治体に調査の申し入れをすることに変更されました。それを受けて、原

子力発電環境整備機構、いわゆる NUMO ですが、国が申し入れをした自治体に文献調査、概要調査、精密調査を実施することとなり、文献調査開始から精密調査完了までの期間が約 20 年程度であると説明をされました。その各調査段階において地元自治体の意見を聞き、反対の場合には次の段階へは進まないとの説明でした。その各調査段階ということにつきましては、国による科学的有望地の提示がされた以降を指していると説明をされました。なお、科学的有望地の提示方法や提示の時期については、総合資源エネルギー調査会で審議をするため未定であるという説明でございました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

1 問目の方につきましては今、答弁がありましたので、次の方へ進ませていただきます。

2 問目になります。これは平成 27 年 8 月 19 日の東京新聞の記事を、友達から送ってきたやつをまた私が頂きまして、コピーしてここで今持っておりますが。

その記事によれば、10 年前に核燃料サイクル開発機構、核燃料機構が、密かに調査していた処分場候補を明らかにしたのは、岐阜県の市民団体、放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜の情報開示訴訟に、これは核燃料サイクル開発機構の方が負けたということでしょうか、開示した候補地が再度、有望地として浮上する可能性も出てきたとあります。

私、思いますに、現在ならこういう国の重要なことですので秘密保護法の方へはめられると、このような情報開示はなかったのではないかとこのように思っております。新聞に載っておりますその候補地は全国 88 カ所の中に、これ 10 年前ですけど高知県も入っております。これは新しい新聞ですので、合併後の町名で載っておりますので。申し上げますと、黒潮町、四万十市、三原村、宿毛市、土佐清水市、四万十町、中土佐町、津野町とあります。高知県下はこんだけが新聞の方で記載されております。特に黒潮町と四万十町とは、前の原発の関係がありますのでつながっておるかもしれませんけど、そのように載っております。これでいきますと、幡多郡は大月町を除いた 5 市町村すべてがなっております。

東京新聞によれば、地震国日本で地下に核のごみを廃棄する処分層の確保できるのかということで、日本学術会議は 3.11 東北大地震からの後に地層処分を考え直すように原子力委員会に答申したが、政府は聞く耳を持たないと批判をしているようでございます。

また、元京都大学原子炉実験所の助教授の小出氏は、日本は既に原子力発電で、広島に投下された原爆に換算しますと、これはあくまでも新聞の数字です。120 万発に相当する放射能のごみを作ってしまった。これは私たち世代の責任で何とかしなければならぬが、まず、これ以上増やさないためには原子力発電をやめるしかないと訴えておるといように、新聞に記載されておりました。

処分場の選定につきましては、先ほどの住民課長の答弁の中にもありましたように、文献調査で概要調査地区を選定。その次には、地質調査などを基に精密調査地区を選定。精密調査地区で行う詳細な調査を基に建設を選定の順に進めていくが、目標は平成 30 年代後半だといふように記載されております。NUMO、原子力発電環境整備機構の、この近藤理事長は、10 年前に核燃料機構が示した処分場候補地について、一つの素材、文献として使えるものは使う。とにかくボーリング調査が必要で、調査を受け入れてもらえるよう慎重に提案していくと話したとあります。政府は 5 月に処分場選定を、これまでの公募式から、国が科学的に適正の高い有望地を示し、協力を求める、国主導方式に転換するとのことでした。

私は、10 年前の調査予定地は、再度処分場候補として挙がってくる可能性が大だと考えておりますが、執行

部の考え方を伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の、高レベル放射性廃棄物最終処分場についての、8月19日東京新聞の記事について、黒潮町が有望地として浮上する可能性が出てきたということについてのご質問にお答え致します。

高レベル放射性廃棄物最終処分地有望地として浮上する可能性があることについて、黒潮町と致しまして公式な情報を得ていません。そのため、可能性の有無につきましてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。

しかしながら、5月22日に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定が閣議決定されたことにより、自治体が望んでなくても、一方的に国から科学的有望地として提示することが可能となりました。従いまして、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁の中でありましたように、まだ国から言われてきたことでもないし、ここでその予定地になるか、候補として挙がってくるかどうかということについては、行政としては答弁は差し控えさしてもらおうということです。

けど、これは住民側からしてみると、やはりその可能性を行政の中にも考えていただかないかんことと、最後の答弁の方でありましたが、自治体が望もうが望ままいが、国がここで決めた場合は国から言うてこられますよと。1問目のときの質問の答弁の中で、まあ反対の意見があればそれはしませんよというような説明を受けておるようですが、ここのへんも最終的になってきたら、もうなし崩しになるがではなからうかと。まあ、国がそう言うのでそれを信じる以外にないということかもしれませんけど。

一番のがはほら、これまでいろいろとやってきた結果、佐賀町の方で、窪川とのあれで原子力発電が起こり、それもいろいろな皆さんの住民の反対運動で阻止され、今度、窪川にいきました。窪川の方でも、住民運動で阻止されております。それはあくまでもごみ処理じゃなくて原発を。の結果、伊方の方に決定したいという流れがありますので。そういうところのところでいくと、原発を造ろうかというような候補地であったということは、岩盤がかなり丈夫いかなというようには、この地域が。まあ軟らかいところもありますけど、おおむねそういうように限定された場所というのはなかなか岩盤が非常に丈夫にできてる関係で、候補地としては国の方も欲しいとこではなからうかなというように、私個人的には受け止めております。

なかなか国がね、今までは公募式で手挙げたところから順番。それで結果、東洋町が町長解任までの大きな問題になりましたけど。で、今回も一番困るのは、これに対してその調査に入ったときに何億円やるとか、そういうように、最終的にいかなったときには国が一番財政の弱い所に、財政に欲しい、自由に使っていいよという補助金とか助成金というんでしょうか、そういう特別交付税という形でこう持ってくると。可能性があると思うんですよね。そういうことも考えようと、しっかりと本当にこの地域の黒潮町の住民がそれを望むか望まないかは行政がきっちり把握して、最終的な決断が必要になってくる場面もあるというように思っておかないと、このように理事長そのものが、これは使えるものは使いますというように言ってるということはある得るということで。今度は公募じゃないので、国からここよという指定が来ると思っています。それまでにやはり情報

をきちっと集め、その情報を集積して、それをやはり住民に開示していく。これが一番大事なことやないかと思ってきました。

今からの取り組みとして言えるのは、国のこういう流れ、情報をいち早くつかんだものを、やはり住民にきちっと分かるように開示していく。こういう作業が必要になってくると思いますが、それについて取り込まれるかどうかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、可能性につきましてはまあ推測はされますが、町と致しましては公式な情報を得ておりませんので、可能性の有無については先ほども申しましたようにコメントを差し控えさせていただきます。

ただし、国の動向を注視して、情報を収集していかないかんとすることはやっていかなければいけないと思っております。

具体的にどのような方法で行っていくかにつきましてはなかなかご提示することができませんが、例えば、経済産業省の総合資源エネルギー調査会のワーキンググループで今協議をされておるようですので、その協議内容についてメールが随時、経済産業省から配信されておりますので、それらを分析して、町が対応する判断材料の一つとして活用していきたいと思っております。その部分で、住民の皆さんに提示できるものは掲示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

こういう問題ですので、もう住民が気が付いたときにどうにもならないという状態にならないように。こういう、国がやってくるときには水面下のことでこう動かれると、行政にも分からないうちにすべてが下の方で暗躍して決まってしまうと、浮上したときには住民がどうしようが何しようが、もう一切拒否もできない状態にならないように。

やはりこういう問題、今言われたようにワーキンググループの方々の議会の議論したものがメールで送ってこられることですので、その中でやはり町長らあとか副町長とか、いろんな方と話して、やはりこれは住民にまず知らせるべきだというような判断の材料があれば、必ず開示すべきだということにとらえております。

で、これがあるかないかということじゃなくって、そのように今言われたようにワーキンググループの会議のメールが絶えず送られてくるというんですから、その中で、こういうことが起こってるが大丈夫かということは、今から執行部として全員で、全執行部が受け止めて協議して行って、そうして結論を出して、住民に知らせるべきことがあれば早急に知らせていくという。そういう取り組みをすべきだと思いますが。

しわいようですけど、再度答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

森議員のおっしゃるとおり、住民に対して正確な情報を適宜提供していかなければいけないと思っております。そのために、国の動向を注視しながら情報を収集してまいりたいと思います。それを庁舎内で共有しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。

5の3の方に入ります。放射性廃棄物の最終処分場設置を、旧佐賀町への誘致活動については平成16年6月議会で、これは合併前の大方町、中村市、土佐清水市、窪川町、それぞれの議会で全会一致で誘致反対を決議されております。その年の9月議会では、佐賀町では誘致の請願書を不採択7名、採択4名で、不採択となっております。そこで片付いたかなと思っておりましたら、平成17年に佐賀の一部の住民の有志による再度最終処分場設置の誘致活動が進められてるということで、私は合併前の平成18年3月議会で処分場誘致について当時の町長に、はっきり言うて賛成か反対か、というような質問をしております。そのときに町長は、世界的に安全性の確認されていない状態の中での誘致は賛成ということはないとの答弁でありました。

で、いろいろとあろうかと思えますけど、この当時のこともあろうと思えますが。そうですね、佐賀の方では六ヶ所村へね、かなりの方がグループでご招待で行って、ビデオのDVDか何かの配布でお勉強会した後は、六ヶ所村の方に行ったというか、実際に行った方からも話を聞いております。なかなか豪華な旅行やったよと。1泊2日で行ったけど、ええ旅行やったよとかいうような話は聞いております。ほんで、確かに六ヶ所村の中はきれいな設備やったというようには、お話聞いております。それから、まあ旅館もええとこへ泊めてもろうて、なかなかええお土産ももろうてもんてきたというような話があります。その当時は誘致にものすごく国も、手挙げるところがないので一生懸命になった時期だと思いますけど。まあ、それについてはやまっておりますが、またこういう問題。これはまだ決まったわけではないので、まあなかなか明確な答弁がもらえるかどうか分かりませんけど。

今の町長に問いたいのは、処分場誘致問題が起こった場合、この場合には、住民も率先してその活動に加わる場合もあろうと思えます。なぜならば、旧ではありますが、合併前に一部住民の有志による再度最終処分場の誘致活動があった黒潮町でありますので、今後こういう問題が起こったときに、国が率先してやりますよと言うた所に住民のそういう活動があると、なかなか国も動きよいというように私は考えております。そのために、そのような形も含め、まあ処分、国から強制的に言うてこられる場合もあろうし、そういう問題があつて誘致問題が起こる場合もあると思えますが。町長として、そのように処分場誘致問題が起こった場合に、まあ町長として賛成か反対の意見なのか、いずれかについてをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは森議員の、高レベル放射性廃棄物最終処分場の誘致についての考え方についてのご質問にお答え致します。

結論から申し上げますと、誘致を行う考えはございませんし、また、先般公表されましたように、国が主体的に選定されるといった現況で仮に有望地と選定された場合でも、同意をするつもりはございません。

議員からもありましたように、この問題は2003年、旧佐賀町時代に誘致の住民請願が出された際に、旧佐賀

町議会が慎重審議の上、付託された産業建設委員会での不採択、ならびに本議会で否決ということになっております。

同年、旧大方町議会におきましても、誘致反対決議を全会一致で可決されておりまして、旧町時代とはいえ当町としての一定の結論は得られていると考えております。

また、大規模地震が想定され、かつ、その後技術革新等により飛躍的に安全性が高まったという環境ではないと理解をしておりますし、さまざまなお考えをお持ちの住民の皆さまがおられることは重々承知を致しておりますけれども、住民の皆さまの圧倒的な多数の同意見ではなかろうかと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、町長の答弁で、そういう考えは持ってないし、また、国から言われてきても同意はしないというご意見でございました。私もそれは賢明な答弁だと思っております。

なぜかといえば、ここ、なんぼ地盤が固いと言われても、南海地震がいつ来るか分からない地域であります。国もそういう所に、実際に声挙げて持ってくるか疑問視せないかんともありますけど。

一番の問題は、今、こんだけ防災のことで避難道とか避難タワーとか一生懸命、町内執行部は苦勞して財政をやりくりしながら、皆さんの命のために安全を確保してやっているところでもありますので、間違っても地震の来る所に国が指定をするかなという気持ちもありますけど。なければ、国というのはやりかねないかなど。やりかねないという言葉は、いろいろ支持者の方にとってはちょっとまずい言い方になるかもしれませんが、いろいろな国の流れを見ておりましたらそういうことも考えれると思っておりましたが、黒潮町民にとっては、町長そのものが自ら、全く誘致に関しては考えを持っていないと。それから、町民全体の過半数以上の方が拒否するものを同意はしないというように答弁がありましたので、ここで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 12分

再 開 10時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

その前にといいますか、昨日は防災に関する視察研修が当町でやられたということで、町長、議長、また職員の方々、ご苦勞さまでございました。晩方のテレビでもその関連の放送がありまして、町長が講演会の講師を務められているところなども映っておりました。町長自らが講師をするなど、すごく頼もしく感じて見させていただきました。

一般質問の内容ですが、今回は2問ということで。

まず、1 問目の少子高齢化についてということでございまして、要旨としまして書いてるのを読み上げます

が。

当町でも少子高齢化が進み、65歳以上の方が人口の50パーセントを占める、いわゆる限界集落が多く見受けられる状況を踏まえて以下を問うとしております。

まずカッコ1番からいきますが、現在、町内で限界集落となっている地区は何地区ほどか。また、これについての今後の予想はとしております。

この少子高齢化につきましては、先日の中島議員の一般質問、移住・交流支援対策についての中で、当黒潮町の人口減の現況把握と今後の取り組み、支援策についての質問がありました。重複する質問も多くあるかと思いますが、よろしくお願い致します。

まず、カッコ1についてご答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員の、少子高齢化についてのカッコ1、現在、町内で限界集落となっている地区は何地区ほどか。また、これについての今後の予想はのご質問にお答え致します。

議員も先ほど申されましたように、65歳以上の方が集落総人口の過半数を占める状態を限界集落と表現しております。また、55歳以上の方が集落総人口の過半数を占める状態を準限界集落と表現されております。

議員ご質問の黒潮町内における限界集落は、かしま荘やシーサイドホームなどを省きまして、2015年9月1日現在で、61地区中12地区でございます。

続きまして、黒潮町内における限界集落の推移をご説明させていただいて、今後の予想をお答えしたいと思っております。

黒潮町内における限界集落の推移は、15年前の2000年3月末現在では3地区でございました。10年前の2005年3月末現在では4地区に増えております。そして、5年前の2010年3月末現在では6地区に増えております。そして、先ほども申しましたように、本年度2015年9月1日現在では12地区というように、近年、急激に増加をしております。

今後の推移につきましては、先ほど申しました55歳以上の方が集落総人口の過半数を占める準限界集落の数が、2015年の9月1日現在で61地区中53地区あります。従いまして、10年後には65歳以上になられますので、町内の約8割の集落が限界集落に該当することが予想されます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

10年後の予想で、今の準限界集落が10年後には限界集落ということで、まあ53。

10年後ですから、もう少しその先の予想というのはやってないでしょうか。教えてください。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

その先の想定につきましては、ただ今集計しておりませんのでお答えすることができません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

はい、分かりました。

では、引き続いてカッコ2番の方へいきますが、町人口の推移の予測はという設問でございます。

これについて答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮川議員の、町人口の推移の予測についてのご質問にお答え致します。

国立社会保障・人口問題研究所が算出しております、日本の地域別将来推計人口、平成25年3月推計のデータを基に、国勢調査実施年ごとに算出致しました数値によりますと、

まず、5年前の2010年10月現在では、黒潮町の総人口は1万2,366人でした。

そして現在、国勢調査を実施しておりますが、2015年10月の推計と致しましては、人口約1万1,300人になろうかと推計されます。

10年後の2025年10月では、人口が約9,300人になることが予想されます。

20年後の2035年10月では、7,500人になることが予想されております。

そして25年後の2040年10月推計では、総人口が6,700人になることが予想されております。

従いまして、20年後には現在の約人口の6割に減少し、とりわけ0歳から14歳の人口に至っては、現在の人口の約5割に減少することが予想されております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

この人口推移の予測、一昨年、ちょうど2年前の25年の9月の定例会で、某議員が人口問題として人口減少への対策というのを問うておりますが。そのときに、その議員の示された人口推計。これは国立社会保障・人口問題研究所出典となっております、ほぼ同数の予想、予測がされております。

予測につきましては分かりました。

続きまして、3番の方へいきますが。カッコ3、少子高齢化社会への対応策はとしております。

これは先ほど申しました、おとついの一般質問、中島議員の方でも移住・交流支援の質問がありましたが、関連するかもしれませんがご答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮川議員の、少子高齢化社会への対応策はとのご質問にお答え致します。

総論的な答弁になりますが、個別具体の施策につきましては、また後ほど再質問で掘り下げていただければと思います。

まず、少子高齢化社会という構造の本質的な課題は幾つかあるかと思いますが、中でも、少子化に伴い人口減が進むことで、社会活動ならびに経済活動の縮小を招くこと。そして、少子化と高齢化が同時進行することによる世代間扶養の仕組みへの影響。これは、社会保障はじめ税制全般への影響とすることができるかと思えます。

少し課題構造について補足させていただきますと、少子化も高齢化も、いずれも相対的な評価指数であり、例えば、希望出生率を合計特殊出生率が上回る環境下で結果として少子化ということであれば、すべてを負の側面としてとらえることにはならないと考えております。

また、高齢化においても同様でございますが、医療、介護の進歩等により、寿命が延び、結果、高齢化が進むということであれば、むしろ喜ばしいという側面もございます。

よって、まずは課題構造を明確にし、対応策を講じる必要があると考えております。

以上から、少子高齢化社会への対応策はとなりますと、少子化対策と高齢者対策を講じれば本質的な解決になるということにはなりません。少子高齢化社会というフレーズには含まれませんが、世代間扶養のバランスが崩れ、相対的に負担の増える生産世代への支援の仕組みが大変重要であると考えております。

まず、少子化対策でございますけれども。直近5カ年では、平均出生数は約50名程度ということになっておりまして、その前の5年間の約65名と比べると、少子化が進行しているのが分かります。しかしながら、これは人口総体を母数と考えますと人口減でございますので、もう少し細かな分析が必要かと思っております。

また、お一人お一人が異なる状況、ならびにお考えをお持ちでございますので、少子化が進んでからといって何人出産してくださいというようなことは適切ではないと考えております。しかしながら、高知県が調査結果で示された結婚や出産の希望に基づき算出した希望出生率、これが2.27でございますが、26年度の県の合計特殊出生率1.45とは乖離（かいり）を致しております。つまり、それぞれ理想とされる数のお子さんをお持ちになれていないということになっておりまして、この乖離（かいり）の最も大きな理由は、先ほどの調査結果によりまして、子育て、教育への金銭的負担でございます。

以上から、子育て世代への家計的負担軽減は非常に効果が高いと思われ、これまでも多子世帯の保育料の減免、中学卒業までの医療費の無料化、ならびに給食の完全実施は、労力的負担軽減と併せて、ご家庭によりましては家計負担の軽減にもつながっていると認識しております。

また、出生につながる可能性の高い結婚に致しましても、結婚希望がありながら、出会いがなかったり、あるいは収入面での不安から踏み切れないということでありまして、出会いの場の創出であったり、雇用の場の創出といった施策の効果が期待できると考えております。

次に、高齢化でございますが。寿命が延び、結果、高齢化が進むということでしたら、喜ばしい面があるわけでございます。これは先ほど申し上げたとおりでございます。本町が掲げる、できるだけ住み慣れた地域で元気に住み続けられる施策が、必然的に柱となつてこようと思っております。

今議会でもご指摘を賜りました、医療や介護施策を含む、全般ということになりますけれども。中でも、先日坂本議員からご指摘いただきましたように、健康や身体機能を維持していく取り組みも強化していかなければならないと思っております。また、高齢者の社会参画をいただける場の創出にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、総論で答弁を申し上げましたが、個別具体につきましては再質問で掘り下げていただければと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

ありがとうございました。

今回この問題を取り上げましたのは、この少子高齢化というのがここ数年で始まったことではなくって、もうかなり以前から問題視されている案件なのですが。

先ほどの、中島議員の一般質問の折に、町長も、町民にこの少子高齢化問題、人口減の問題は広く理解を求めていかなければならないという言葉がありましたが、私も同意見言うたらちょっと失礼かもしれませんが。なかなか個人個人では、問題が大き過ぎて対応がしづらいと。なかなか、以前から言われてきているにもかかわらず、当町だけではありませんけども、いい施策が打ちづらいうような状況が続いておるといふ。

先ほどの、一昨年9月の定例会の某議員の人口減少の対策ということで問われた答弁にですね、危機感を持って対応するという答弁があったわけですが。今の町長の答弁を聞かせていただくにですね、何か、淡々と話されてましたけども、そういう危機感が少し感じ。まあ、私が鈍いということなのかもしれませんけども、その時点の答弁よりは下がったような感じが受けました。まあ、中身はそういうことではないとは思いますが。

あと、広く町民にそういった人口減少への問題意識を持ってもらってというお言葉を返すようであれなんですけど、先ほどの某議員の質問の中に、職員の方にもその人口減への危機感を理解させるような指導はやっているかというような質問がありまして。その答えとしましては、危機感については、この4月の執行機関会議でも取り上げ、人口減少問題を考える1年にすることとしているということでもございました。同じように職員もですね、そういうこの問題への危機感をより強く持ってといいますか、そういうことが必要だと思っております。それがまず1点と。

あとですね、対策的に具体的な。まあ例えば、あったかにしろ集落活動センターにしる、その一つの具体例だと思いますけども。ほかに何か町長の中で温めておいでるような考えがありましたら、併せてお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

再質問にお答え致します。

人口減への危機感が薄いのではないかというご指摘を賜りました。少子高齢化と人口減というのはかなりオーバーラップするんですけども、完全にイコールではない概念だということをまず前提に答弁をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおりです。

まず、課題構造を明確にしなければならないという答弁をさせていただきました。さまざまな統計数値があふれていて、かつ、10月末には人口ビジョンとして当町の人口推移のモデルをご提示させていただかなければならないということになっております。

その中でも、例えば、現在自分たちが少子化の基準と致しております、あるいは少子化対策を打つときの基準と致しております合計特殊出生率。これにつきましては期間合計特殊出生率という判断基準でございまして、コーホートのように属人的に年齢階層を15歳から49歳まで追っかけていくというようなことではないので、非常にまだ、もう少し幅がある数値となっております。

また、この期間合計特殊出生率につきましては、その後の社会的な背景の変化であるとかということは一切加味されておりませんので、その合計特殊出生率と死亡だけで算定する人口よりは、施策によっては人口をもう少し維持できるということになります。

それらを踏まえまして、当町としてこの人口減にどういう対策を打っていくのかということでございますけれども、一番は社会増減。こちらの目標数値を設定させていただきまして、つまり、転入、転出のバランスを整えるということでございます。現在はもうずっと転出超過ということになっておりまして、年度によりましてはこの社会増減が自然増減を上回る、人口減の最大要因ということにもなっております。まず、この社会増減のバランスを整えるということ、目標値を設定して進めてまいりたいと思います。

それから、職員の人口減への危機感はということでございますが。現在、この総合戦略策定の中の人口ビジョンの策定も並行して進めておりまして、そちらには当然、策定部会の職員も入っております。この人口減に対する職員の危機感というのは、恐らく自分たちよりも、もしかすると現場の職員の方が危機感が強いかわかりません。執行機関会議でも申し上げますし、さまざまな会議の場で、人口減を予測したさまざまな施策を講じなければならないということは徹底しておりますけれども。例えば、現在佐賀で計画しております佐賀の保育園の移転問題一つ取りましても、例えば新保育園の面積要件。こちらを、園児数をどう設定するのかによって変わってまいります。現場職員にとりますと、もう人口減、あるいは人口推移から逃げられないと。そういった立場の中で、さまざまな判断下していくわけでございます。同様に、他の職場でも同様のことが起こっております。人口減というのは組織を通じて一つの共通課題という認識は十分持っていただいていると思っております。

それから、もう一つご指摘がございました、他の施策のイメージはあるのかというようなことございましたが。こちらにつきましては、現在、地方版総合戦略でこの少子化対策ならびに人口減対策の施策を体系的に整備をしているところでございまして、今しばらくお時間を頂ければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

じゃあ続きまして、カッコ4番にいきたいと思います。4番は、高齢者や子ども向けの施設の整備への考え方を問うとしております。

これもですね、先ほどの、一昨年の9月の某議員の質問の中に同じような設問がありまして、そのときの答弁ではですね、高齢者対策としては健康寿命を延ばし、少子化対策としては守り育てるという施策を進めたいと考えているというご答弁がありました。

そういうことも踏まえまして、4番のご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮川議員の一般質問の、高齢者や子ども向け施設の整備について、通告書に基づきましてお答えを致します。

高齢者や子ども向けの施設の整備につきましては、まず、仕組みづくりや体制づくりということが重要であると考えてございます。

高齢者には、在宅医療、訪問介護に対応できる医療機関の態勢、また介護人材の確保。そこに、生きがい対策としての地域コミュニティにおける老人クラブの自治会。そして、黒潮町でも行ってございます、あつたかふれあいセンターの拡充。そういう仕組みの中で、必要な施設を検討していくことが重要であると考えております。

子ども向け施設につきましても、学校などの文教施設の整備が中心となってくると考えてございます。これまで地震津波対策として、耐震補強や建て替えなどを行ってまいりました。田ノ口小学校の耐震補強工事が本日で終了し、現在、計画をしております施設整備は佐賀保育所の移転ということになるかと思えます。

さまざまな政策を検討する中で、ご意見をいただきながら検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

2年前よりは、だいぶ具体的な案件が入っていたと感じました。

子どもさん向けには、文教施設とか、佐賀の保育園の話がありましたけれども。例えばですね、子どもさんたちは学校とか保育園へ行かれてる間はその中でということなのですが、その以外の時間ですね。まあ、休みもありますし。そういったことを考えますとですね、特にではいかんのかかもしれませんが、幼児、自分で危ないとかいうことを判断がよくなるような年齢。抽象的ですが。そういった子どもたちにですね、今、遊び場いいですか公園的な所が少ないように感じております。

例えば、入野地区にも保育園が休園になりまして、入野地区で言ったら3カ所ですかね、休園になって高台へ上がったわけですが。元々の生活をするその場所ですね、そこに今言ったような公園的な、遊び場と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった所がなくなってきているのではというふうに感じます。また、そういった声を住民の方からも聞きます。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、先日、三原村でヒメノボタンの里めぐりというイベントがありまして、そこへちょっと行く機会がありまして行ってきましたが。会場の星ヶ丘公園という所には滑り台などの遊具が設置されておりまして、まあ子どもたちが大勢の上へ上がったりして、かなりの時間過ごされておりました。

そういったことに関しての、公園なり遊具なりの設置についてのお考えを教えてください。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在、児童公園とかですね、いろいろな公園が町内には22公園ほどあるというふうに認識をしております。入野であれば錦野の児童公園とかですね、佐賀であれば佐賀の坂折公園とか、児童公園でない公園も含めまして22ぐらいあるというふうに認識をしております。

それぞれの、今、少子化とか高齢化とかのご質問でございましたけれども、児童公園というのが主な要望ではないかというふうにも考えますけれども。そういう要望は、この地区にこういう公園が、とかいう特定もなかなか現在できていないのが現実でございます。それぞれ要望の個所があればですね、いろいろ検討をして、財源の確保等も検討しなくてはならないと思いますので、これからそういうふうなことで要望がある個所にどういうふうな公園が必要であるかというふうなことを検討していければというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

ありがとうございました。

何いいますかね、私の考え違いかもしれませんけども、まあ小さいときからみんなで遊んでとか、親御さんなんかと一緒に遊んで、楽しい時間を過ごす。そういうことが積み重なってという、ちょっと思いがありましたんで。

具体的に言えばですね、先ほど申しましたように、例えば入野地区で、保育園、保育所が3カ所休園中になっておるわけですが、そういった所は休園したばかりのときにはいろんな遊具がありました。で、まあ経年劣化に伴いまして危険性を生じて、その時点で撤去をされたと思いますが。

そういう所に元々あったような遊具。特に幼児を対象にして、親御さんなんかから遊ぶ場所がないという声をよく聞きますので、ちょっと、この大きな問題の下に小さな枝葉の問題かもしれませんけども設問を設けたわけですが。

お答え願います。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えをします。

この場で保育所の跡地の児童公園化ということが即答はできませんけども、そういう要望が挙がっていることであれば、その課題等がもし協議できてですね、財源等も検討しながら検討していければというふうに考えます。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

ありがとうございます。

では1問目は以上にしまして、2問目にいきたいと思えます。2問目は学校給食についてでございますが。

平成25年5月より大方地域の小学校にも学校給食が始まり、町内の全小中学校に学校給食が取り入れられました。

ということで設問ですが、給食材料の自給率のこれまでの推移と、材料の自給率の向上への対策を問うとしております。

この課題につきましては、私が25年、おととしの9月の一般質問でも少し取り上げさせていただいております。その折は、雇用の創出を目的として、官民共に支出は町内へということで質問をしました。その中の一つが学校給食についてということでございますが。その折には、地産地消の一例として学校給食の材料のように、町内にある需要の安定したものについては町内で対応ができる仕組みづくりを構築すべきと考えるが、それらについての考え方と取り組みをということで質問させていただきました。

その折のお答えがですね、24年度の町内からの購入率は26パーセント。で、あと給食センターでは、JAやここにこ市、またその関連した生産者、特産協、町の担当者などで購入率の向上などに取り組んできたということで。その結果、本年度から徐々に町内生産農産物の調達が増える見込みとなっているというようなお答えがありました。

ということで、今回のカッコ1にご答弁ください。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、宮川議員の学校給食に関するご質問にお答えを致します。

黒潮町では平成 25 年 5 月から、町内全校で学校給食が始まりました。昨年度の一日あたりは 848 食、本年度は 862 食を配食をしております。これに係る食材購入費は、26 年度は 4,284 万 6,000 円でした。

ご質問の給食食材の自給率の推移と、自給率向上対策へのご質問です。

最初に、給食食材の自給率の推移についてお答えを致します。給食の食材は、主食材料であるコメ、麺、パン。副菜材料である肉、魚、野菜、果物。調味料に牛乳などが、日々調達する食材になります。

これらの中で、特に肉と牛乳につきましては町内生産が少ないため、また、他の食材についても町内加工品だけでも材料は町外産というものもあり、当町では食材そのものの自給率ではなく、町内事業者からの購入率をもって自給的数値として把握していますので、その点ご了承いただきたいと思ひます。

町内購入率の推移状況は以下のとおりです。

町内全校での給食実施前の平成 24 年度の町内購入率は、先ほど宮川議員がご説明にもありましたように 26 パーセントでした。平成 25 年度には 44 パーセントに向上致しましたが、昨年度は 40 パーセントになりました。これは、肉類を町内調達をしていましたけれども、それまでの納入単価から比べると割高で食材購入費を圧迫し始めたため、調達先を変えたことが原因です。

次に、自給率向上への対策についてご説明を致します。安全で安心できる給食を提供するためには、地場で生産された農林水産物の利用拡大が必須です。これまでも関係機関との情報共有は行ってきたところでありますけれども、本年度からは、JA 高知はた、農業振興課、給食センターの 3 者で、地場農産物利用拡大に向けた連絡会議を立ち上げ、4 月以降 3 回の会議を開催したところです。

8 月 31 日には生産者の方に集まっておいただき、学校給食食材納入に関する説明会を実施を致しました。今回の生産者を交えた会議では、学校給食に納入する食材は A 級品でなければいけないと思われていた方が大勢いらっしゃいましたので、規格外品であっても健康に害がないものであれば受け入れが可能であることをお伝えし、食材納入に対する理解を得たところでございます。

また、生産者さんの皆さんの計画的な作付けと食材納入ができるように、給食センターからは月別、品目別に、野菜の使用量の昨年度実績を皆さまに配付をさせていただきました。それを受けて、供給可能量を把握するためのアンケート調査を現在、JA の方で実施をしていただいております。

地産地消に徹するためには、物自体が町内になければいけませんので、常に生産現場への情報提供と情報共有を図りながら、自給率の向上を図ってまいりたいと思ひます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

24 年から 26 年にかけての自給率。生産ではなくて、お店など事業所からの購入の比率ということでした。

この黒潮町内でまとめられておいでですが、町内には佐賀と大方の、今、2 カ所で給食センターがあるわけですが、佐賀の給食センターの方は、四万十町の方から食材を購入される率が多いとの話もお聞きしましたが。

このへんについて、もし割合などつかんでおりましたら教えてください。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

今ご説明ありましたように、野菜類等につきましては、大方給食センターの方はにこにこ市の方から。それから、佐賀給食センターの方は、みどり市、および、一部まごころ市さんの方から納入をさせていただいております。

割合ということでございますけれども、大方給食センターの方が食材購入率につきましては、6、4でございますので、全体から言うと、にこにこ市から納入させていただいてる部分が6割、みどり市さんが約4割ということになるかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと私、不勉強で確認ですが。

今、佐賀の方は、みどり市とまごころ市という言われたと思うんですが、これはどちらにある市場でしょうか。

教えてください。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えします。

まず、みどり市は、四万十町窪川にあります直売所になります。

まごころ市は、JA高知はたが開設をしています、佐賀支所にあります直売所ということになります。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

私、聞き漏らしたかもしれませんが、佐賀の給食センターで窪川の方から、四万十町の方からですね、多くの食材を買われてるようなことを聞いたので質問したのですが、その割合は教えてもろうたでしょうか。

すいません、再確認します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

全体に占める、みどり市ないしは、にこにこ市の納入額ということになりますでしょうか。

（宮川議員から「佐賀の給食センターに入ってくる量に対する割合は分かりますか」との発言あり）

佐賀の給食センターに入ってくる、みどり市さんからの納入割合、そういうふうに。

（宮川議員から「うん、そうそうそう」との発言あり）

ちょっとそこまでの細かい資料を今手持ちでございませんので、あらためてちょっと担当の方に問い合わせ

をしてから、その部分をお答えさせていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ちょっと細かい質問をしたかと思いますが。

私もちょっと、そののこにこ市は関係がありますというほどのことではないですが、その先ほど説明のありました、8月31日の会にちょっと出席させていただいた関係で。

そのときに給食センターの方が、佐賀の方で買う割合が多いというような言葉がありましたので、ちょっとそれが気になっただけで質問致しました。

それから、先ほどのご答弁では、まあアンケートも始めて、これから取り組むというようなことでございましたが。私が思うにはですね、黒潮町内には今のお話にありました、にこにこ市やまごころ市のほかに、黒潮ふれあい市やピオスおおがた、なぶら土佐佐賀などの販売所へも、町内の小規模生産者の方が農産物を納入しているというか、そこを利用して販売をしております。

その町内からの自給率を上げろうということになると、そういった生産者との調整がないと。例えば、にこ市とまごころ市の方を窓口にしただけでは現状からなかなか、一挙にというわけにはいかないのでそういう方法を採られているのかなというふうにも思いますけども、全体的な取り組みにしていく必要があるかと思いますが。

そこらについての考え方はどんなになってますか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

まず本年度、先ほど862食、これは直近の食数でありますけれども862食、配食をしているというふうにお答えしました。そのうち、佐賀の給食センターが370食、大方の方が492食でございます。

それにかかわる食材の調達ですけれども。大方給食センターが始まった当時から、今ご説明のありました他の直売所の皆さんにも食材納入について打診をさせていただきました。しかし、我々納品を受ける側と致しましては、848食にかかわる食材がばらばらで納品をされると大変煩雑になります。

従いまして、佐賀のセンターは佐賀で。例えば野菜、キャベツであれば1カ所から、あるいはタマネギであれば1カ所からというふうには調達をしたいと思います。そうしますと、なかなかほかの直売所ではまとまって納品ができないということで、ご同意いただけなかった経過がございます。

従いまして、今のところ協力していただいておりますのが、大方地域ではにこにこ市さん、で、佐賀の給食センターではみどり市さんということになっております。ただし、佐賀の給食センターにもできるだけ大方の方から配送ができるような、今、手だてを農業振興課の方にもご協力いただいて取ってる状況でございます、できるだけ町内の事業者から佐賀の方にも食材の納入ができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

今のご答弁をいただいでですね、何か、取り組み自体が。その目的ですよね。目的、その自給率の向上ということに対して取り組んでいるとはちょっと言い難いような感じを受けました。

ちょっと関連したあれで、平成の23年に、それこそ議員研修でですね、食のまちづくり条例を起こしたということで全国的に有名な福井県の小浜市へ議員研修、みんなで行かさせていただいたのですが。そこではですね、まあこの食を非常に重要視して、そこからまちづくりというところまで積み上げておいでということで、研修に行かさせていただいたのですが。そういうとこと比較されるのが嫌がる方もおいでるかもしれませんけども、いいものは取り入れるのは別にいいことだと思いますが。

もう少し、こう行政としてですね。先ほどの高齢化ということで、例えば、にこ市にしても、黒潮ふれあい市にしても、生産者がだんだんと高齢化してきて、生産、出荷量が落ちてきているということで、ちょっと問題になってる所も出てきております。そういったことなども、いろんなさまざまな問題に対応するのが行政の役割だと思うのですが。

そこのあたり、ちょっと漠然とした設問で申し訳ないですが、町長、どんなふうに考えます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

物によってはですね、なかなか域内調達ができない、当初からできないと想定されるものもございませう。

（議場から宮川議員より何事か発言あり）

それ以外の所で、可能な限り域内調達をということでありますけれども。原材料費と、それからメニューのバランスもございまして、これが次長が答弁申し上げました、できるだけ煩雑な納入経路ではなくてシンプルな納入経路で、かつ、できればまとまって、さらに調理の容易なものであるとか、そういったさまざまな要件がございまして。そういったものを可能な限り域内調達の努力は現在もしていただいていると、自分は認識をしております。

さらにこれを、もっと自給率を向上しなさいということでありましたら、まず今の枠組みの中で行っている話し合いの精度をもう少し上げさせていただいて、なかなか1年ですべてがということにはならないと思います。もう少しお時間を頂いて、自給率の向上に努めてまいりたいと思います。

特に委員会の方では、この自給率の向上というのは一つの大きな課題としてとらえていただいておりますので、お任せいただいておりますと、十分しっかりと自給率の向上に取り組んでいただけると思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

まあ、方向性としてはありがたいご答弁だと思いますが。

先ほどのちらっと出ました小浜市の例を挙げますと、手法的なものから言いますと、市長がですね、市長になる前から自ら温めておりました、食のまちづくり構想というのを持っておりまして、就任されてからいきなりトップダウンではなく数年かけて全市民を巻き込んで、市民発案型の形を採ってまちづくりを行ったとされてます。

ポイントとしましては、地域の資源を活用する。まあ、地域にあるものを活用する。それから、市民参画が基本ということですね。先ほど、数年かけて全市民を巻き込みという部分だと思いますが。それから、生涯食育の推進、義務食育体制の整備ということ、3点を重点的に挙げております。

こういった、例えば市民参画が基本だというふうにして、住民と一緒にしなくてはならないということなのですが。主にやけど、こう企画して巻き込んでいくのか、元の方は行政がやっとするわけですよ。そこを私は求めているわけです。先ほども申しましたように、生産者なんかはもう高齢化してだんだんと、という話もあります。やけど、その素地いいですか、できる畑とか田んぼはあるわけで、こういう固定した需要というのが見えてるわけなんです。それに対して、その仕組みをつくっていくというのが、それがないと到底その自給率を上げるわけにはならんわけで。その仕組みづくりは、それぞれの市場の担当者や JA だけではないと思うがですよ。そういった所をまとめていくのが、行政の方でまとめなくてはならないと思うのですが。

それについてはどう思いますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほどの答弁と重複致しますけれども、今お話し合いをさせていただいているフィールドがありますので、まずはそのお話し合いをきっちりとさせていただいて、その枠内で、まず自給率の向上を図ると。で、それができましたら今度は対象者を増やしてということで、少しお時間を頂きまして複数年度かけてですね、自給率の向上には取り組ませていただきたいと思います。

また、ご参加いただいているのは、現在の JA 高知はたということになっておりますけれども、それぞれの職場で町内のどういった生産品があるのかというのは、ほぼ把握はできております。そういったものの棚卸しを進めていながら、進めていって検討した上で納入ができないということも当然あり得る選択肢ですけども、可能な限り町内の調達に努めてまいりたいと思います。

その枠組みのお話ですが。一気に風呂敷を広げて、すべてを一から作り直すということはなかなか難しいかも分かりませんが、先ほど申し上げましたように、まずは今のお話し合いの枠組みの中で自給率を上げ、そして次のステップへ移りたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

これから取り組んでいただけるということでございますので。

1 点、気になったというのが、気になったというのは、先ほどの 8 月 31 日で会へ出席したときにですね、気になった点が、1 点は佐賀の給食センターの納入先が町外であるということがちょっと気に掛かっています。

あとは、これからということですが、まあ 25 年に全町内で給食ができて、欲かもしれませんが、26 年には今年度やったようなことをしてほしかったというふうには。

まあ、余談になりますが私の感じたことを申し述べて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

続きまして、次の質問者、池内弘道君。

11 番（池内弘道君）

それでは、引き続きまして質問させていただきます。

先日の中島議員、また、先ほどの宮川議員と重複する質問ともなりますが、広い質問をしますのでよろしく

お願い致します。

それでは1番、定住、移住促進について。カッコ1、今後、生産年齢層を増やしていくための定住促進、移住促進についてどのように取り組むか（雇用、住宅、インフラ整備、子育て支援等）。について伺います。

これまでも、先ほど申し上げましたが各議員さんの答弁にもあったように、今、まち・ひと・しごと創生事業におきまして地方版総合戦略の中で、このようなことについて検討されていると思いますが。

特に限定して、生産者年齢層を増やしていくためにどのような取り組みをしていくかを質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは池内議員の一般質問、1、定住、移住促進について、通告書に基づきましてお答えを致します。

ご質問の要旨は、生産年齢層を増やしていくための定住促進、移住促進についてどう取り組むかということでございます。実は、現在の黒潮町の施策の中で最も弱い部分が、この生産年齢層の確保であります。

中島議員へのご答弁の際にも少し触れましたが、まち・ひと・しごと創生の総合戦略に関連して人口ビジョンを策定するに当たり、黒潮町の2013年度の人口移動の分析を行いましたので、少しご紹介を致します。

この分析は、0歳から84歳まで、この年齢層を5歳区分の階層に分け、全17階層におけるそれぞれの階層で転入者と転出者を、県外および県内別に分析を致しました。

転出者と転入者の総人口は、転出者が314人に対しまして転入者が258人となっており、差し引き56人の転出超過となっております。

そして転出者の内訳は、県内が216人、県外が98人となっており、県内外での割合は、7対3の割合で県内が多くなってございます。

県外転出者の特徴は、15歳から24歳までの2つの階層が、高校、大学進学のため、県外全体の約57パーセントを占めてございまして、続いて、25歳から34歳までが26パーセントと、これらの階層で全体の80パーセント以上を占めてございます。

また、県内への転出者でも、20歳から34歳までの3つの階層が全体の約46パーセントを占めておりまして、生産年齢層の転出が多くなってございます。

次に、転入者の内訳を見てみますと、県外からは103人、県内からは155人となっておりまして、県内外とも、高校、大学の卒業後に転入されるケースが全体の27パーセントとなっておりますが、県外では60歳以上のリタイア層が全体の25パーセントを、また、県内では0歳から14歳までの子ども層が、親に付いてくるというケースで、全体の約20パーセントを占めているのが特徴と言えます。

ここで生産年齢層を20歳から39歳までと仮定し、男女別は押さえてございませぬけれども、転入、転出の数値を単純に比較致しますと、転出が179人、転入が125人となっておりまして、54人の転出超過となっているところを見ますと、黒潮町全体で転出超過を起こしているのは生産年齢層であると分析されます。

この2013年度の人口動向におけるこのような現状の中で、生産年齢層を増やしていくための定住、移住促進策をどう取り込むかというご質問でございますが。まずは、出生率の増加と、人口流出が著しい15歳から24歳までの転出抑制策が必要になろうかと思っております。

施策の一例としては、町内に若者のニーズに沿った幾つかの仕事を構えることと、併せて、第一次産業の魅力も正しく伝えていく責任が我々にはあるのではないのでしょうか。このままでは高齢人口と耕作放棄地等が増

えていくのみで、生産年齢層の増加は見込めません。

そのため、転出者を抑えることもさることながら、いわゆる社会増減に当たりますU、I、Jターン者を増加させる施策も必要ですが、2013年の人口動向から読み取れる情報では、30歳代は主に県内に転出をしておりますので、県内の自治体間での働く場の確保の競争力の向上が必要かと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

内容はよく分かりました。

対策として進めていかないかんという検討もされているようですが、具体的にどのように進めていくのか。今、話の中で、第一次産業にも力を入れないかんと。一次産業の魅力も周知していかないかんとという答弁もありました。また、出生率も増加させていかないかんとという答弁もありましたが、具体的に検討されていることがあるか。

答えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えを致します。

具体的な施策ですけれども、議員のご質問の中にもございましたように、現在、まち・ひと・しごと創生で、この部分も検討中でございます。

10月には、いわゆる骨子という部分ですので、具体案は見えてこないかもしれません。問題が大きい所でございまして、一足飛びにこれだということも出ないかもしれませんが、こうしたことを目標に挙げて取り組んでいくということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

転出が多いということですが、まあ今現在黒潮町では、就業者という面では、隣の四万十市や四万十町の方に働く場を求めて生産年齢層の方が勤めていると思いますが、やはり黒潮町としてもここに住んでもらわないかんと。仕事場は町外でもかまんけど、住んでいただく所は町内に住んでいただきたいということがありますので、ひとつ提案をさせていただきたいのですが。

毎年、問題として挙がってきてます、あの農集。農業集落排水事業の件もあります。やはり事業的には、どうしても赤字経営ということになっておりますが、やはり出口と蝸川にそういう事業がありますので、中村、また四万十市、四万十町のベッドタウン的なことを考えて、その地域に若者向けの住宅等建てていただき、また、その集落排水事業の事業に加入をしていただければ、その事業も回収されると思いますので、そういう方向もぜひ考えていっていただきたいと思いますし。

また、子育て支援、出生率の増加ということですが。本当に今、先ほど宮川議員の答弁でもありました、子育て支援、就学、子育ての負担が大きいので、現在黒潮町では医療費の無料化、また家庭の事情を考えたりしながら、給食も全小中学校で給食も行ってありますが、さらにこれ以上の子育て支援等をする目的があるか、

検討されているかを答弁いただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

池内議員の再質問にお答えします。

子育て支援について具体的に検討しているかというご質問だと思いますが。まず、議員がご指摘されますように、定住促進であったり移住促進と、子育て支援とは密接な関係があり、ある企業の調査では、地域からの勧誘という熱意とともに、実際に有効、あるいは今後導入すべきであると思う、移住、定住施策は子育て支援であったとの調査報告も出ております。

このため、数多くの市町村では、子育て支援の施策を充実させて子育て世帯への支援を行うとともに、移住、定住促進の施策としても充実させているものと出てまいります。

本町におきましては、今、先ほど議員がご紹介もしていただきましたが、小中学生の医療費の助成事業であったり、出生祝い金の支給であったり、乳幼児医療の助成であったり、さまざまな子育て支援に関する施策をやっているところです。

しかしながら、さらなる子育て世帯への支援の充実を図る目的とともに、定住、移住対策としても子育て支援の施策を充実させるために、今後検討をしていく必要があるものと認識しております。

以上です。

（池内議員から「ベッドタウン的な」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

答弁漏れですか。

（池内議員から「答弁」との発言あり）

答弁漏れあったんじゃない、今。

（池内議員から「住宅のベッドタウン化」との発言あり）

住宅。住宅対策の。

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、答弁漏れがございました。

住宅施策について具体的に農集地域へのということで、農集の特会との事業のこともご配慮いただいてのご提案だと思います。また、集落排水が整っているということで、住環境も非常に整備されている地域ではあるかと思いますが。

現在のところ、この農集地域、あるいは、佐賀には漁集もございますけれども。そういった所に特定をして、何らかの住宅整備を行うという計画を協議した経過はございません。

しかしながら、いただいたご意見を基に、いずれにせよこの移住促進、定住促進のための住環境の整備、あるいは住宅の確保というのは大きな一つの課題となっておりますので、重々踏まえた上で検討させていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

住宅の方も、子育ての方も、検討していただくということですので。

まあ住宅の方は、また折々考えていただきまして、地方創生の戦略もありますのでその中に十分織り込んで、予算も下りてくると思っていますので、十分に先になって考えていただきたいと思ひます。

また、子育て支援について再質問しますが、出生率の向上をちょっと質問させていただきます。

出生率、目標としている出生率が2.07と先ほど答弁がありましたが、これを達成するために、やはり今も出生祝い金、出されていると思ひます。1人目のお子さん、どうしても各家族では欲しいと。で、2人目、まあそこそこ頑張ればという言葉はおかしいですが、2人目も欲しいということでこの数字が出てると思ひますが、3人目。3人目をやはり出生される方に対して、祝い金の増額という面は考えたことがないでしょうか。

やはり、3人目ができますと人口も増えます。この子どもが増えるということで、交付税の算定により交付税も増えてくると思ひます。で、子どもを増やすということは、やはりそのあたりにも力を入れていかないと増えてこないと思ひますので出生祝い金、まあ、一人当たりといひますか3人目。まあ、具体的な金額を言ひますと、100万ぐらいでも出して祝いをしちゃったらと。これからの黒潮町を担う子どもが増えるという意味で、提案させていただきますと思ひますが。

そのあたり、先ほどはまあ検討していくというような答弁をいただきましたが、ぜひともこの提案を達成していただきたいと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

池内議員の再質問にお答ひします。

まず、出生率の向上について、若干考えを述べさせていただきますと思ひます。

出生率の向上対策というふうに一言で申されますが、出生率の向上をするには、環境の整備であったり、子育て支援策の充実であったり、安定した雇用であったり、収入の増であったり、さまざまな要因が混在して出生率の向上になっていないというのが現状やと思ひます。それは、多分体系的に全町を挙げて検討をすべき内容でないかというふうにお考えしております。

それと、議員のご提案がありました3人目について、出生祝い金として高額なお金をというお話なんです。この子育て支援関係で移住対策の関係でちょっとインターネットの方で調べてみますと、ある市町村では、赤ちゃん2人目まで50万円。3人目は、まさに議員がおっしゃられたとおり、100万円支給という市町村があるようです。

当町の場合、そこまでの財政的な負担に耐えられるかというところもありますが、議員のご提案も加味して、今後検討していきたいと思ひます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

提案を加味して検討していただけるということですが。

必ず子どもは、今から増やしていかないと。自分の今日の質問も生産者年齢層を増やしていくということですので、ぜひともその生産者の年齢、特にその若い生産年齢層を増やしていくためには必要な施策と思ひます。

また、先ほどもインターネットで調べていただひていますが、やはりいろんな施策を各自治体が行っております。やはりおなじみ施策ばかりだと目立ちませんので、右に倣えではないですが、町として、やっ

ぱり目玉として子育て支援、また生産者年齢層を増やしていくというような施策が必要だと思っております。ぜひともそういう考えの下で、生産者年齢層を増やしていただけるような取り組みをしていただきたいと思います。

先ほど総務課長の答弁の中で、一次産業をもうちょっと周知したいという答弁がありました。また、就学生が県外に出ていくということもありました。黒潮町には、大方高校という高校もあります。やはりそういうとこ、大方高校も充実した学校にしていきながら、就学者をやはり大方高校へ引っ張ってこれるというような形もつくっていただきたいがですけれども。

今の梶原高校の方でも、野球部を中心とした就学生、県外もそうですが県内からの留学生を呼び集めて、高校の生徒数を増やしております。

大方高校の事業として、そういう就学生を増やしていくというような考えはございませんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

さまざまご提案をいただきましたが、一つ一つちょっと答弁させていただければと思います。

まず、第一次産業の魅力の発信をということでございまして、現在は町内外を問わず研修生の受け入れ制度が幾つかのパターンがございまして、そちらの方で積極的に情報発信をさせていただいて、受け入れをさせていただいているところでございます。この情報発信量がまだまだ足りないと思っておりますが、何分にも受け入れ体制の限界もございまして。ここらへんを受け入れしていただける農家さんの数を増やしていただけるような、そういった理解が深まるようなお話し合いもこれから続けていかなければならないと思っております。

それからもう一つは、町内から町外へ転出される方へ、町内の産業の魅力をお伝えすることが大変重要だと思っております。これまでの答弁でも申し上げましたが、高度な学習環境を求められたり、あるいは、都会にアコがれて出ていかれる方。こういった方につきましては、むしろ行政としましても積極的に応援をする姿勢は忘れてはならないと思っております。ただし、働く場がないから出ていくであるとか、町内の産業が知られていなくて、こういった素晴らしい産業が町内にあるということが分からなくて、選択肢としてテーブルの上に乗らず出ていかれると。こういったことは、自分たちとしては全力をもって抑制をかけていきたいと思っております。

そういった中で、この町内から町外へ転出される方ですけれども。多いのは 15 歳から 19 歳、ならびに 29 歳から 24 歳の、この 2 階層でございまして。この 2 階層でほぼ占めるわけですけれども。ほとんどが就学、それから転職を含む就職ということになっております。

社会増減のバランスを整えるという答弁をさせていただきましたが、同じ社会増減のバランスを整えてプラナマイナスゼロにした場合に、2 つの条件設定をさせていただいて、転出抑制をして、いわゆる 15 歳から 19 歳、19 歳から 24 歳の転出抑制をして、社会増減のバランスをプラナマイナスゼロに整えた場合と、そこはそれで、まあ置いといてというわけではないですけれども、それはそれで自然の流れに任せておいて、転入者を確保することによって社会増減のバランスをプラスマイナスゼロに整えた場合。これは、同じ社会増減プラスマイナスゼロでも、将来の人口に及ぼす影響というのは少し差がございまして。つまり、受け入れさせていただく転入者には幅広い年齢分布があるわけですけれども、転出抑制の対象年齢であります 15 歳から 24 歳。この若年層というのは、その後結婚されて、それから出産をされる。そういった人口増につながる要素を多分に持った年齢層でございまして。そういうことから、同じ社会増減のバランスを整えるにおいても、どこを目指すべきなのかというのは非常に明確になっております。

また具体的に、じゃあ町内の産業の魅力を、どう町内の児童、生徒に伝えていくのか。実はこういったお話し合いを、昨年法改正がございまして、町長部局が教育委員会の方とお話し合いの場を持つことができるようになりました。既に第1回総合教育会議を開催させていただいております。そこへは委員の皆さまにその旨のお伝えをさせていただいたところでございます。つまり、冒頭申し上げましたように、町内に魅力ある産業があつて雇用の場があることが知られていなくて出ていかれる方。こういった方に、しっかりと自分たちの町の魅力であるとか、歴史であるとか、産業であるとかということをしっかりとお伝えさせていただきたい。しかも、それがきちんとしたプログラムになってお伝えさせていただくことが可能であれば、ぜひ協議をお願いしたいという旨の申し入れをお伝えしております。おおむねコンセンサスは取れまして、これから実務的な作業に入っていくこととなります。

第2回も月末に想定しております。できれば年度内に方向性を定め、来年夏ぐらいまでには、これまで議会答弁で申し上げております教育政策大綱。この策定で、先ほど申し上げました魅力をお伝えすることを、しっかりと文面で表現をさせていただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11番（池内弘道君）

昼になりましたが、構いませんか。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

質問を続けます。

分かりました。学校教育の方、また一次産業、黒潮町の発信をしていただけるということで、この質問は終わりますが。

生産年齢層に対する答弁をいただきました。また、10月には地方版総合戦略の策定があり、そこでまた新しく検討していただけるということなのですが。

やはり、この生産年齢層をその地方版総合戦略の中で、高い位置付けで取り組んでもらいたいと思います。どうしても今、官民一緒になっておりますが、やはり町長として黒潮町を引っ張っていってもらわないけません、リーダーとして。やっぱり町長の意見もそこには反映していかなければならないと考えております。民間の意見や住民の意見も聞くことも大事ですが、やはり町長がこの黒潮町を引っ張っていくリーダーですので、やはり町長の考えもそこに反映していくのだろうと考えております。

そのあたりについて、生産年齢層を増やしていくというこの高い位置付けで取り込むという言葉はいただきたいのですが、そのあたりどのように考えておるか。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

先ほどの宮川議員のご質問の中でもお答えしましたが、この少子高齢化社会が及ぼすこの人口減の対策の中では、少子化対策と高齢者対策だけでは本質的な課題の解決にはならないという答弁を申し上げました。同様に、この生産世代の確保と、そして手当。これは重要な施策になってこようかと思っております。

さまざまな施策もこれまでも打ってまいりましたけれども、さらにレベルアップをした施策が必要なのかなと思っておりますが、かなりのボリュームでいろいろなご提案もいただいております。

最終的にいかような判断をするかというのは、どうしてもですね、財源的な資源に限りがありまして、全体のバランスとしてどう配置をしていくのかということになりますが、ご指摘いただきましたようにこの生産世代の確保というのは当町の命運を左右するような大きな要因でございますので、ここ、とにかく力を入れてやります。

議長（矢野昭三君）

池内君。

11 番（池内弘道君）

町長の力強い答弁をいただきましたので、また総合戦略が決まり次第、またその後、一般質問で質問させていただきますと思います。

これで質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休 憩 12 時 03 分

再 開 13 時 30 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長から発言を求められております。

これを許します。

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

午前中の宮川議員からのご質問の中で、給食センターに占める、にこにこ市、それと、みどり市場の納入割合につきましてご質問がありましたので、補足説明をさせていただきますと思います。

26 年度の数値になりますが、26 年度、両センターでの食材購入費は 4,280 万 6,000 というふうにご説明をさせていただきます。その内訳ですが。

まず、大方が 2,326 万 8,000 円、佐賀給食センターの方が 1,953 万 8,000 円となっております。

それぞれの内訳に対する量、市からの納入金額ですけれども、まず、大方 2,326 万 8,000 円に関して、にこにこ市からは 783 万円、率にして 33.1 パーセントになります。みどり市からは 290 万 6,000 円、12.5 パーセント。佐賀給食センターは、にこにこ市から 254 万 7,000 円、13 パーセント。みどり市からは 554 万円、28.5 パーセント。

合計致しまして、全体の 4,280 万 6,000 円のうち、にこにこ市からは合計 1,037 万 7,000 円で、率にして 24.2 パーセント。みどり市からは 844 万 6,000 円で、19.7 パーセントとなるというふうにございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで教育次長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、2 点について質問致します。

最初は、安全保障関連法案について、3点について町長に質問を出しております。

この法案は、通告要旨を出してから、皆さんもご存じのように状況がどんどん変わっております。今現在、委員会で強行採決されるかどうかというところにきておりますが、今日、でもまあほんとに国会で数の力で強行採決されますと、たとえそのような事態があっても、これまでの法案に対する疑問、戦争に反対し平和を望む、多くの国民の気持ちに変わりはありません。大臣のどなたかが、国民は時間がたてば忘れるという意味の発言をされました。だから反対の世論が大きくなっても、そのうちに治まるので気にしなくてもいいという意味でしたが、国民はそんなにひ弱でもないし、無知でもありません。むしろ、この法案が国会で強行採決されますと、政権への不信、不満は増大し、より一層、民主主義を求める気持ちが広がり、平和を望む純粋な国民の気持ちが冷めることはないでしょう。

昨夜も、国会周辺では雨の中、法案反対の国民がたくさん集まっていました。ついに昨夜は、政府は委員会での採決はできませんでした。SEALDs（シールズ）、自由と民主主義のための学生緊急行動という会がありますが、その代表、奥田愛基さんは、政府はどっち向いて政治をやっているんだ。多くの国民の声には耳を貸そうともしない。私たちは決してあきらめない、と言っていました。そんな国民の意志をとどめることは不可能だと思います。今の沖縄を見れば明らかです。

今回の、民主主義を求め、平和を望む戦争反対の運動は、かつてない広がりと深さを持っています。それは、8月30日に行われました全国100万人集会では、国会前に12万人、全国1,000カ所以上で集会が開かれ、そういうことに象徴されていますが、その後全国でも、大小合わせあちらこちらで戦争法案反対の集会やデモが続き、国会周辺では連日、戦争法案反対の集会デモが続いています。

これらの運動の特徴の一つが、若者の会、先ほど言いましたけどSEALDs（シールズ）という、自由と民主主義のための学生緊急行動、また、戦争させないママたちの会など、政治に無関心といわれた若い人たちが全国で自主的に立ち上がってきていることです。この方たちは、主にインターネットで呼び掛け、集会やデモを行ってきました。

集会での発言も、若者らしくてユニークです。中での若者の男性の発言ですが、次のように言っています。

安倍首相に言いたい。私は殺すためではなく、より良く生きるために生まれてきたんです。私が奨学金を受けながら学んだのは、権力と戦う知性です。私たちは権力に対する沈黙を破ります。

次は、女子学生の発言ですが。

武力を使わないで国を守るなんて理想だという声を耳にします。しかし、いつだって私たちは理想を描き、それに向かって歩いていくのではないのでしょうか。それこそが希望となり、生きる活力となっていくのではないのでしょうか。

などなど、実に、未来のある若者らしい発言ではないのでしょうか。

これらの若者に続き、日本弁護士連合会、日弁連ですけど。この会は、大阪のあの橋下氏、自民党の高村、谷垣氏たちも加入している全国組織です。ここでも法案反対で立ち上がっています。そして、学生や知識人の会では、今まで政治的な発言をしてこなかった大学教授たちも次々と声を挙げています。

こうした運動は、一過性、その場限りのものではなくて、今までにはなかった新しい国民の運動として生まれてきていますが、これは戦後70年、平和や民主主義を求める理念が、広く、深く、国民の中に定着していることの表れではないのでしょうか。特に若い人たちが運動を盛り上げていることは、音楽家の坂本龍一さんも集会に参加して、絶望感だったがはげまされたと発言しているように、今までにない新しい流れとして、これからは日本列島に草の根の運動として息づいていくことでしょう。ここで法案が通っても、この運動は終わりではありません。これからが大事な運動の始まりです。そのつもりで答弁もお願いします。

この法案は、一内閣が解釈改憲で憲法を変える法案です。立憲主義を踏みにじるものとして、また、大多数の憲法学者などからも立憲主義が危ないとして声が挙がっていますが、町長は立憲主義に対してどのような立場をお持ちですか。

立憲主義については、2年前の9月議会でも質問をしておりますが、あのときは憲法96条の問題からの質問でしたが、基本的なことには変わりはないと思いますが、今の状況も考えて質問を用意しました。

答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員のご質問、立憲主義についてのご質問にお答えさせていただきます。

解釈は先般も申し上げましたが、あらためて申し上げることもないと思いますが、人権を保障するため国家権力の制限をすると。こういった意味を持つ憲法に基づいて政治を行うことと理解しております。

しかしながらこれは一側面でございまして、加えて、立憲主義の派生当初の理念も深く自覚する必要がございます。本来の目的のすべてが権力抑制とは考えませんが、とりわけ為政者にとりましては、このことについて深く自覚する必要があると考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

簡潔明瞭に、前回と大体同じような趣旨でありましたけど。

ご存じのように、政治は国民全員が参加して行うことはできません。不可能です。ですから、そのために政治を担当する人を選んで、政治を政治家に預けています。しかし、この政治家が権力を握ると、いつ国民を裏切って勝手な政治をするかも分かりません。そんな可能性を持っているものだという前提に、あらかじめ政治家の行動に大枠をはめてきました。この範疇（はんちゅう）を超えた政治を行ってはならないと決めたのが憲法だと思います。これを立憲主義と呼んでいるようです。これは、憲法が生まれたときから持っている本質的な役割といわれています。これまで何度も戦争などを繰り返して、その反省の上に到達した、世界共通のルールです。

国民は日々、自分の仕事に精を出して日常それぞれに暮らしていますので、政治のことについてはつい政治家に任せてしまいます。しかし、この憲法が生きている間は、国民は安心して幸せに過ごせる。これが、今まで何度も戦争などを繰り返し、多大な犠牲の上に築き上げられた人類の知恵だと思います。これが立憲主義ではないでしょうか。町長と少し、ニュアンスの違いはあります。難しい言葉で言いますと、よく物に書かれてあることと言いますと、権力に勝手なことをさせないよう縛りをつける最高法規として憲法があり、これが立憲主義と書かれてあります。

権力者、ここでは政府で差し支えないでしょうが、政府が立憲主義という近代国家の理念を尊重するなら、一内閣で憲法を勝手に変えて、権力者の都合のいいように憲法違反を数の力で強行することは、立憲主義の危機であり、民主主義の危機ではないでしょうか。

町長の考えをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

前のご質問いただいたときも議員からご指摘いただきまして、大変重要な問題であるというようなご指摘で締めくくりをいただいたと思っております。あらためて勉強させていただくと、ほんとにそのとおりでございまして。

それから、これから3つ質問をご用意いただいておりますが、まず前提を申し上げますと、政府の立場を擁護する、そういった立場ではないということをまずご理解をいただきたいと思っております。その上で、自分の解釈を申し上げます。

まず、ご質問にありました、政府が立憲主義を破壊するといった懸念を多くの国民、学者がお持ちのことは、重々承知の上でございまして。しかしながら、まあ残念といえますか、政府の解釈は若干違っておりまして、立憲主義には何ら反せずということなんです。

法案提出に先立ちまして、今年の7月だったと思っておりますが閣議決定を行われました。あの関連法整備について。

この中では、憲法13条の本質的な要請に基づく自衛権の範疇（はんちゅう）を超えないということ。

それからまた、国連憲章で認められている自衛権を有していながらも9条によって規制はされているが、例外的に行使ができる必要最小限度の武力、この範疇（はんちゅう）も超えない。

それから、3番目がですね、自分が一番引っ掛かるところでですけども、これまでの政府解釈を変更するわけではなくて、政府の基本的な論調の範疇（はんちゅう）にとどまっているという判断をされて、政府は法案を国会へ提出されております。

前段にも申し上げましたが、決して政府の擁護をするわけではなくて、議論の前提のお話をさせていただきました。その上で、さらに立憲主義について申し上げます。

先ほども答弁で申し上げましたように、ほんとに先人の知恵で権力抑制がなければ人権保障が成立しないといった不幸な時代がありまして、それから派生した主義であろうかと思っておりますが。答弁で少し加えて、立憲主義の派生当初の理念も深く自覚する必要があると申し上げました。

この立憲主義の派生当初の崇高な理念、もともと社会契約論者からスタートしたようでございますけれども、価値観の比較が不可能なほど多様な価値観を持った方々が、できるだけ平和に、そして存立ができる、そういった枠組みはどう在るべきなのか。これが、立憲主義の派生でございます。その枠組みを追求してきて近代憲法という概念が生まれ、それを基に政治を行うということになっております。

また、この憲法でございますけれども。議員から後ほどご指摘あるかと思っておりますが、憲法審査会に呼ばれた高名なあの長谷部先生が、立憲主義について、ほんとにそのとおりだなと自分が思う発言、著書の中で記されております。立憲主義は、先ほど申し上げましたように憲法に基づいて政治を行うことであり、その憲法は、できるだけ多様な価値観を持った方が、できるだけ平和に共存できる。そういった趣旨の憲法をまず抱くことが重要である。それからもう一つは、立憲主義の本質的な要請。これは、現実を見据えなさいということだそうでございます。まさにそのとおりだと思います。

これは、昨今の安全保障環境が違っているので解釈変更しなさいという意味ではなくて、自分とは違う価値観を持った方、その価値観を持たれたたくさんの方々が、その価値観を大切に生きている。その自覚を持ちなさい。これが立憲主義の本質的な要請だそうでございます。

しかるに、このようなことを考えますと、現在の政府の立場、これらのすべてを理論的に論破できているとは、自分なりに判断しますと、なかなか是であるという段階にはございません。

加えて、先ほども申し上げましたように、立憲主義ならびに民主主義のそれぞれ抱える課題であったりとか

矛盾であったりとか、こういったことも重々承知の上で政治を行うのが行政であり、また国会である。そういった意識の下で、為政者が深くこのことに自覚を持つべきである。

これが私の見解でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私はですね、立憲主義の理念については先ほどお聞きして、2 点目については、今、その立憲主義の趣旨に合わせて今政府がやっている、戦争法案をやろうとしていることは立憲主義に反するんじゃないかということで、町長どう思いますかと言ったんですけど。

ちょっと答えが分からなかったんですが、単純に言うるとどういうことになります。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回、国民の皆さんが大変疑問に思われていること、あるいは学者さんが反対されていることの、幾つか要因はあろうかと思いますが、関連 11 法案の中でも最も危惧（きぐ）されているのは、これまで政府解釈として集団的自衛権を認めないといったようなことが解釈で変更されているといったことが最大の論点ではないかと思えます。

しかしながらこちらは、政府の立場、政府の見解を引用させていただきますと、先ほど申し上げましたように、これまでの基本的な論調の枠は超えていないといったようなことでございまして。当然のことながら、立憲主義に反しないというのが政府の立場でございます。

しかしながら、これも重複になりますけれども、この立憲主義の派生当初の理念。多様な価値観をお持ちの方が、いかに平和で共存できるのか。こういったことを国民に当てはめたときに、今ご紹介いただきました、多くの国民の方がこの反対運動の活動に参加されていると。こういったことを考えますと、これは民主主義に反するというご指摘と同様に、立憲主義にも反するのではないかというご批判も該当すると、自分は思っております。

あまり答弁すると 2 番目、3 番目の答弁になりましてあれなんですけれども。

先ほど申し上げましたように、これまでの歴代政権の、内閣法制局長官の答弁と整合性が取れているのかどうなのかという論点がまず一つ。

それからもう一つは、先ほども申し上げました、憲法 13 条から来る国民擁護の本質的な要請の範疇（はんちゅう）。それが、集団的とか個別的とかいうのは国連憲章とか国際法上の観念であって、日本国憲法には一切の記述がございません。よって、13 条から本質的に要請される自衛権の範疇（はんちゅう）、これの設定がどこにあるのか。線引きされるのか。これが、学者さんたちが政府が引く線引きよりもずっと手前で答弁してきたんじゃないかというようなことで反対をされている。これが、違憲という判断をされている学者さんの多くの意見であろうかと思っております。

今回、今日、委員会の開会宣言があったようでございます。その後の対応についてはちょっと情報収集できておりませんが、できればもう少し時間を頂いてしっかりと議論させていただくというのが、立憲主義、民主主義に基づく政府の対応ではないかと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

まあ、もう少しこの問題については時間を取った方がいいんじゃないかというのが、政府の対応についての町長の見解というふうに取りましたが、それでよろしいですか。

じゃあ続いてですね、大体重複してきますので2番に移りますけど。

6月に開かれました憲法審査会です。参考人の憲法学者3人が3人とも、この法案は違憲であると述べていますよね。この参考人の憲法学者3人、集団的自衛権を可能にする安保関連法案は憲法に違反する、そういう認識でした。早大の、先ほど町長も言われました長谷部教授、佐々田教授、慶応大学の小林節名誉教授の3名です。与党推薦の参考人、長谷部教授ですが。も含めて、全員が法案は憲法違反であるとの判断をしたことはマスコミでも大きく取り上げられ、大変大きな波紋を投げ掛けております。現在もこれは続いています。これを境に、一気に憲法違反の法案という世論が高まったと言えるのではないのでしょうか。

その後の動きについては再質問で深めていきたいと思いますが、町長はこの三氏の意見表明についてはどういう感想をお持ちでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは2番目の質問にお答えさせていただきます。

憲法審査会に参考人として招致された憲法学者3名が違憲であると断言したことは、重く受け止める必要があると思っております。

あくまでも参考人招致でございまして、その場での発言には法的効力はございませんが、このたてりと致しまして採決に至った場合、あるいは、それまでの採決に至るまでの議論を深めると。そういった観点から、その判断材料として広くご意見をお伺いするというところでございますから、当然発言内容を十分精査され、そして採決の判断材料にさせていただきたいと考えております。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

3人の参考人、重く受け止める必要があると。町長がまた、採決の判断の材料にすべきじゃないかという答弁がありました。

自民党推薦の長谷部教授は、昨年採決されました特定秘密保護法には賛成の方です。しかし、今回の集団的自衛権の行使を具体化するこの法案については、憲法違反だと明確に述べています。

また、慶応大の小林節先生は、もともとは憲法9条を改憲しなきゃならない改憲論者です。2年前の96条についての質問のときにもこの小林先生の話を紹介しましたが、96条を変えることは裏口入学だと、痛烈に批判した内容でした。もともとは9条を変える持論をお持ちですが、そんな幅広い考え方の憲法学者が、この法案は憲法違反であると。そういう声を挙げている、この法案です。

それで今回ですね、質問を出した後に町長が高知新聞のアンケートに答えて、3点ばかり答えております。それも通告要旨にはなかったんですけども、町民にとっては大変関心が高いので、それも交えて質問していきたいと思うんですけど。

少し出てきましたけど、1点目は、成立に反対としていますが、その理由。まあ高知新聞に出ていますけども、少し町長の考えを聞かせてもろうても構いませんか。通告要旨にはないですけど。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長（大西勝也君）

アンケートへの返答結果につきましてご質問をいただきました。3点ばかり質問がございましてお答えさせていただいたので、残りの質問についてはまた再質問であるのかなと思っております。

成立への反対の理由ということでございます。これは2年前も恐らく答弁申し上げたと思っておりますけれども。自分が今回、一番やっぱり引っ掛かるといいますか疑問に思っていることは、歴代内閣の見解とあまりにも違い過ぎるという所が、自分の最大の疑問でございます。法的安定性を失うことになるような決定を、議員のお言葉をお借りすると一内閣でやっていいのかと。こういったことに一番疑問を持っているところでございます。

よりまして、安全保障法整備、これは必要だと思っております。これも2年前の議会で申し上げたとおりでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように法的安定性を失うような判断を一内閣で行うということの危険性。もしもこの安全保障法整備が必要であるとすれば、この法案どおりの条文になるかどうかは別にして憲法改正によって行うべきだと、そのように考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

新聞にもそのように書かれておりました。

2点目ですね、違憲か合憲かという問いに対しては無回答でして、その理由も少し書いてありましたけど。

それも簡単に構いませんか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

あのアンケートの返答で少し反省をしているところがこの2番目でございます。補足が必要であったかと思っております。書かれている内容については自分の思いでございますので、そのとおりでございます。

違憲か合憲かの判断をできる見識を自分が持ち合わせているとは少し思えないといったことから、憲法上で法令審査権を持つ、いわゆる違憲審査権を持つ最高裁に委ねたいと。こういった思いで、最高裁判官に委ねるということにさせていただきました。しかしながら、言い訳になりますけど補足をする必要があったと思いません。今の憲法の規定で最高裁判官が、法令審査権を行使して最高裁がどのような動きをするかということになりますと、憲法81条の規定に載っております。

いろいろな違憲審査権、法令審査権が諸外国にあるようでございます。中には憲法裁判所を有している諸外国もございます。

ご理解いただいていると思っておりますがあらためて申し上げますと、わが国のその最高裁の違憲判断、これがいかように行なわれるのか。これは、個別具体の案件について違憲であるか合憲であるかの判断をし、違憲であるとされた場合は、個別にその法令適用の排除を行うと。こういうことになっております。付随的審査権というそうでございますけれども。これは何を示しているかという、違憲であると最高裁が判断しても、その法律が無効であるとはまでは言えないということでございます。これは非常に司法権の限界のお話になってきて、一番関連するのは41条。国会の地位ですね。国の最高機関であって、唯一の立法機関である。法律を違憲であるので無効とするというのは、消極的立法と解釈されるようでございます。それが41条に抵触をすると。よって、個別的な、具体的な事例を適用除外はできるけれども、法令の無効は宣言することができない。こういうことになっております。

そうなりますと、判断のみを最高裁に任せるというアンケートの返答になっておりますが、補足させていただきますと、最高裁がそのような判断をしたときに、先ほど申し上げましたように法律が無効であるという判断ができないということになっております。そうなりますと、当然のことながら唯一の立法機関であります国会が対応をしなければなりません。具体的に言いますと、その法の改廃、この行動に出ることが求められると。これが、現在の司法と立法、行政の関係性でございます。

そう考えますと、違憲か合憲かの判断は最高裁に委ねるけれども、もしも違憲という判断が下された場合は、迅速に国会に対応を求める。これが補足させていただきたい内容でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

じゃあ3点目のですね、国会審議を通じて納得点が増えたかと。その点では、町長は納得点が増えたと答えておりますが。質問、これじゃなかったですかね。

その理由。その国会審議を通じて納得点が増えたというその理由です。大体こう出てきてますけども、ある程度は。

その点も構いませんか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

国会審議を通じて納得できる点が増えたのか、疑問点が増えたのかという問いであったかと思えます。コメントをちょっと正確に読んでいただくと、必要性について納得できたということございまして、今回、採決に移るのか、成立するのかということについての納得点ということではございません。

いわゆる国会審議でさまざまな、個別具体の事象の例示がありました。そういったことが起こり得る可能性があるといった政府のさまざまなご説明、こういったものを聞くと安保公正が必要であるという、その必要性については納得できる点が増えたということでございます。新聞にも、恐らく必要性について納得できる点が増えたと記載されていると思えます。

（宮地議員から「そうですね、書いてます」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、この法案の必要性について納得ができたということですよ。

で、この法案っていうのはね、町長はいろいろ言ってきましたけども、町長にしては先ほど言っていました。歴代の政府解釈と違うということで、歴代の政府答弁では、集団的自衛権の行使は憲法上認められないと。それをずっと採ってきましたけども、今回は解釈が違ってまして集団的自衛権の行使ができるというふうになってますが、そこが違うというふうに町長も言われました。

そしてこの法案、私は審議をすれば審議をするほどですね、疑問や不安が増えてるんじゃないかと思ってます。で、この法案は、先ほどのその集団的自衛権の政治的、政府の今までの解釈も違ってますけども、憲法違反だという論争では、もう決着がついてると思えます。それは、圧倒的多数の憲法学者、また内閣法制局の元長官に続いて、ついには憲法の番人といわれる最高裁長官の山口さんといいますけど、最高裁長官を務められ

た方まで、この法案は憲法違反であると声を挙げました。これは国会の審議が進めば進むほど、中身があいまいで、不十分さとともにあやふやな表現による危険性が出てきて、この法案の本質が浮き彫りになったからではないでしょうか。核兵器を運ぶことができる、いや、できないとか、日本人の命を守るためと、お母さんと子どもを描いたあのパネルを出して、安倍首相が繰り返し答弁しておりましたが、中谷防衛相は、日本人がいるかどうかは絶対条件ではないと。そういう答弁をしましたので、安倍総理も、日本人が乗っていなくても集団的自衛権の行使はあり得ると答弁を変更致しました。

また、ホルムズ海峡の封鎖と。そういう例題も何度か安倍総理が言っていました、イラン政府から封鎖はあり得ないと、そういう声が挙がり、最近になっては特定の国を想定しているわけではないと言っております。安倍総理と中谷大臣との答弁の違いがあったり、または答弁の撤回があったり、審議の中断が95回もあったり、審議が進めば進むほど、納得のいかない国民が増えてきたと思います。その点では、私は町長と少々違うんですけど。だからこそ、戦後最大でしたかね、国会の延長をして、今月の27日までの延長しましたけど、やればやるほど、国民の8割近くが、今国会の成立には反対の意見を持っています。まあ、3番の方に移っていますけども。

3番で、各世論調査では5、6割の国民がこの法案に反対し、また、8割近くの国民が、今国会で成立すべきではないと言っております。それを町長はどのようにお考えですか。

少し出てきた面もありますが、お願いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員の3番目の、各種世論調査結果についてのご質問にお答え致します。

ご指摘されておりますように、結果としましては法案自体に反対されている国民の皆さまが5割から6割、ならびに、今国会での成立に反対されている国民が8割という結果になってございます。

前提として、法案の中身や及ぼす影響についてどの程度理解が深まっているかということとは別にしまして、国民の健全な反応ではないかと正直に思います。また、前段同様、法案の深い理解は別に致しましても、今国会での成立に多くの国民が反対している状況を考えますと、最低でも国民の要請はより多くの説明を求めていると。こういったことではなかろうかと思えます。

この結果が示していますように、多くの国民が理解にはまだ時間を要すると考えてる。仮定の話をするの大変恐縮ですけれども、あくまでも現段階という仮定でございしますが。もしも、そういった理解が深まらない段階で、この世論調査の結果が今回出た数字と反対であったということになると、正直申し上げまして、私自身がこの世論動向については不安を覚えます。これが正直な感想でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

町長の答弁で、多くの説明を国民は求めているんじゃないかと。この世論調査に表れていると。そして、まだ国民は理解が深まっていないという答弁をいただきました。この点では、ほんとに私と一致します。

15日の中央公聴会で、先ほど紹介しました小林節先生は次のように言っています。これを最後にしたいと思いますが、今から言いますけど。

小林節先生の言葉は、今度の法律は、内閣の判断で自衛隊を海外に派兵できます。これが一番決定的な法状況の変化です。不戦の状態から戦争可能な状態に入る、戦争法案以外の何者でもありませんと述べています。

平和を望む多くの国民は、二度と戦争してはいけない、難しい理屈抜きで本心からそう思っています。それが、多くの集会やデモに参加する、また、あらゆる所から声を挙げていく。それに表れてるんじゃないかと思えます。たとえ、戦争法案が数の力で国会で強行採決されたとしても、国民の平和を望む運動は止まることはないと思います。むしろ、国民は憲法や、今の憲法9条を今以上に腰を据えて守らなくちゃいけないんだという、そういう意思が広がっていくことだと思います。その実例は、沖縄が示してくれていると思います。

町長も、それなりに私としては納得のいく答弁をいただきました。この1問については終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

2問目、ビキニ被災者の支援について質問します。

皆さま方の所には、こういう資料をお渡ししておりますので、また目を通してください。質問の中でまた説明致します。

最初の1問目ですが、今から60年ほど前になりますが、1954年3月、アメリカがビキニ環礁で水爆実験を行い、被災した大五福竜丸については全国的に知られており、ご存じの方も多いと思います。

このときの水爆はブラボーという名前で、広島型原爆の1,000倍の威力があるそうです。この時期、アメリカがキャッスル作戦と名付けて、中部太平洋のビキニ環礁で実施した一連の水爆実験は、3月から5月にかけて6回に及びます。この辺りはマグロの漁場として日本からも多くの漁船が操業しており、漁師の方々は何も知らされていないまま、死の灰が降る海で漁をしており、大五福竜丸以外にもたくさんの方が放射能で被災していました。

高知県からも、多くの漁船がマグロを追って操業していましたが、そこで放射能の被災をしていたことはほとんど知られておりません。黒潮町でも、大方、佐賀、両方ともに被災した方がおいでます。

先ほど言いました資料ですが、皆さんのお手元に、このA3の開くやつですね。これは、多分3月1日じゃないかと思いますが、ビキニで操業してた。そして、この下に書いてますが、1954年3月から12月、太平洋で放射能汚染魚が漁獲された位置の分布と、水産庁が調べたものです。丸印は、放射能汚染魚が取れた海域、船名は高知県関係のものと。で、入港日はこうこうであるというふうに、カッコ内部が入港日です。これだけの、高知県に関係する高知県の船が操業してたわけですが。

このときですね、水爆実験をしたアメリカは実験後ですね、世界122カ所で放射能を観測していました。ブラボーの爆発による灰が降る範囲は、ビキニ環礁から風下の東、これで言いますと右側ですね。東側に限られていたそうです。東方面で操業していた漁船の中には、大五福竜丸もありますが、その近辺で操業をしていた船に黒潮町の町民の方が乗船していたことが分かっています。

日米両政府は55年、ビキニ被災事件を7億2,000万円の補償金で、漁業補償問題として政治決着したとして終わりにしています。その後は、水爆実験の被災状況を隠し、被災した乗組員の放射能の影響と考えられる死亡事例や健康状態などは放置されたままで、乗組員たちの健康調査や実態調査はされることもなく、政府は、大五福竜丸以外は被ばくしておらず記録はないと国民に言い続けてきました。

しかし、昨年9月ですが、アメリカ公文書館で公開された秘密文書をきっかけに、これまで存在しないといわれてきたビキニ被災船と、漁船員たちの検査記録などがある、被ばくの実装を知る上で大変貴重な資料の存在が公開され、明らかになりました。

この資料の公開を実現させたのは、長年にわたりビキニ被災者の調査、支援活動を続けてきた太平洋核実験被災支援センター事務局長で、元高校教師の宿毛の方ですけど、山下正寿さんたちの取り組みによるものです。その努力の下に、厚労省がやっと公開したものです。

この資料で、被ばくした延べ1,000隻にも及ぶ多くの漁船のうち、約3分の1近く、延べ270隻が高知県の船であることが明るみに出ました。高知県下では、室戸市、土佐清水市の方々が多くて、土佐清水市では30年ほど前に議会で取り上げられたこともありまして、自治体としては初めての取り組みとして実態調査が行われています。当時、ビキニ環礁周辺海域で出漁していた土佐清水市出身の乗組員は267名いたということが明らかになっています。

既に室戸市、土佐清水市などでは支援に向けて動いており、県もその方向で動いていると聞きました。黒潮町でも、大方、佐賀地域で該当者がいますので、今の時点では町民の方はこんな事実について知ってる方も一部の方だと思います。

まずは資料が公開され、60年前に黒潮町の町民が、広島、長崎に次いで放射能被害に遭っていた事実。国が何にも補償してこなかった。そして資料の公開とともに、県も被災者救援へ動きだした。そういう事実を町民に知らせてほしいと思います。町としても、実態を調査し、町民にも知らせていき、支援に乗り出すべきではないかと考えますが。

町の考えを伺います。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の2、ビキニ被災者の支援についてのご質問の1番目のご質問、事実調査や周知について、通告書に基づきお答えします。

ビキニ水爆被害につきましては、議員がご指摘されますように第五福竜丸事件が有名ですが、この第五福竜丸以外のマグロ漁船が、当時、ビキニ環礁付近で操業しており、その中に高知船籍の漁船もあったといわれております。このことは議員がご指摘されますとおり、厚生労働省が昨年、これまで存在されていないとされていた当時の資料を公表し、研究班を立ち上げ、文献などを整理し、評価する方針であると。そのような発表があったところです。

しかしながら、現時点では、厚生労働省から調査結果などの通知がありませんので、黒潮町内に在住される方が関係されるかどうか確認ができていないところです。

このビキニ環礁での水爆実験に遭遇されました乗組員の皆さまにおかれましては、長年にわたり健康に対する不安を抱えてこられたなど、大変ご苦労されてきたと思われまます。

このため、議員が支援に向けて動いているとご指摘される、室戸市、土佐清水市に、事実を調べるためにどのように対応しているかなど確認をしたところですが、両市とも、現時点では、国および高知県からの情報開示や指示、依頼がないため、健康相談会に対する支援を行った以外では、事実の調査等には至っていないとのお答えでした。

本町につきましても、現時点では、両市と同様に何ら情報がないのが実情で、今後、高知県などから情報開示や指示を受けながら、関係する市町村とともに連携を図り、必要に応じ事実の調査に努めてまいりたいと考えます。

また、住民の皆さまへの周知につきましては、状況を確認しながら、必要に応じ、広報等より適正に周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

現在は、国の方から具体的なものがまだ出てなくて、確認されていないと。それで、土佐清水や室戸も調査に至っていないということですが、調査についてはまだそうかもしれません。

ただ、私が実際、支援について動いてるというふうにごくここへ書いたのは、健康相談会をですね、実際、室戸市でやりましたし、土佐清水市でも今度やります。まあ、2 問目にそれは出てますけど。そういうところで、県も健康相談会をしなきゃならないという方向で動いたということで、一方、支援が動いてるという意味で大体書いたんですけども。

黒潮町ではですね、課長の方では確認されていないということでしたが、大方、佐賀地域合わせて、約 60 人ぐらいの方が乗船してた、そこに被災してたということが、太平洋核実験被災支援センター事務局長の山下さんたちの長年のたゆまぬ努力で分かっています。これは実際載ってましたので、本人からの聞き取りもいろいろ聞いております。しかし、それ調べたのが全員の方かどうかは分かりません。その中には当然、お亡くなりになった方もおいでますし、もう皆さんが高齢になってきておりますので。そういうことも考えますと、当時の乗船した方々全員を調べるには、民間ではかなり難しい面が出ています。

行政がですね、いや、黒潮町内でそういう人がいたんだという事実。名前までは分かってないんだけど、この、ここに載ってる船に実際乗船してた。その時期、乗船してたという人はある程度分かっていますので、それに向けてですね、乗船した方々全員を調べる。それに向けて手を打つことはできないかなと思うんです。行政が手を差し伸べないとですね、民間では個人情報の壁がありまして、なかなか社会保険庁などの名簿も見ることができないんですけども。保険の関係とか、いろんな手だてを尽くしてですね、機関の問い合わせとかですね、そういうことを調べるのができないか。また、調べてほしいと思うんですが。

その点ではどうでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員のお気持ちであったり、まあ被災をされているという関係者の皆さまのお気持ちはよく分かるところですが、先ほども答弁させていただきましたが、やはり情報公開や因果関係が解明される前に、事前に事実を調べることにつきましては、行政としましては、まずやはり厚生労働省の見解を得る必要があるものと認識しております。高知県につきましても同様の状況であると、そのようなお話を聞いております。

また、因果関係ははっきりしない中での調査となりますと、住民の皆さまに余計な、健康に関する不安感をあおったり、混乱を招くことにもなりかねないと考えますので、慎重に行う必要があるものと考えております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

ちょっと 2 番の問題と関連してきますけども、これ、被災者へ向けてですね、相談会がありますね。ここへ、皆さま方の資料の 1 番目に出てますけど、ビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する相談会というのが土佐清水市で開かれますが。

そこに案内するときですね、因果関係が分からんから行政としては動けないということでしたら、どういふふうな通知になるんでしょうか。

ちょっとその点をお聞きします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の2、ビキニ被害者の支援についての2番目のご質問、健康相談会への案内等の支援について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますビキニ環礁水爆実験の健康被害に関する相談会につきましては、資料にありますように平成27年11月1日の日曜日に、土佐清水市社会福祉センターで、高知県主催で開催により、本年3月に室戸市で行った健康相談会を受けて、幡多地域において実施することです。

この健康相談会は、当時の乗組員等の方々で健康への不安を持たれている方に対し、専門家による被ばく者の健康、医療および放射線被ばくについての相談会であり、その開催通知が、本年8月12日付で高知県より当町に届いております。

当町におきましては、当時のビキニ環礁周辺に操業に出掛けていた方などの関係者の名簿もなく、また、高知県に問い合わせを行っても、高知県におきましても名簿等は存在しないとの状況であるため個別に送付することは難しいため、広く住民の皆さまにも周知する必要性も考慮しまして、広報くろしお10月号に、土佐清水市での健康相談会の開催についての記事の掲載の計画をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

当時の乗組員の状況は、乗ってたかどうかということはある程度、60人ぐらいの方がおいでるわけですね。で、その方たちにはもう個別には送らないと。

これをただ広報に載せただけではですね、該当する方が見てるかどうか心配ですし、分かりませんし。できればもう少しきめ細かい対応ができないものかと思って、まあ今回、質問をしてるんですけど。

県内のビキニ被ばく者はですね、高知県ビキニ被災船員の会を結成して、健康診断や医療費補助など、国による医療補償を求めてきましたが、水爆実験と病気との因果関係の立証が困難であることから、被災から60年以上たった今でも、その願いは実現されないままになっています。医療補償ということではね、願いが実現しておりません。

そんな中ですね、先ほど言いましたが、厚労省が公開した、これまでの機密文書とされていたビキニ被災にかかわる資料で、あらためて漁船や乗組員の大規模なビキニ被災の実態が明らかになりました。これを受けて県の健康対策課は、今、課長も少し言ってくれましたけど、県内の被災船員の健康不安を解消することを目的に、県としては初めての健康相談をする。そして、室戸市では3月にやりましたが、土佐清水では11月にやるということです。

それをですね、実際被災した町民の方にとっては大変大きな、これ支援の手なんですよね。行政が動いてくれるわけですから、これ自体はすごく大事なことです。で、広く町民にもこのことを知らす。そのことも大事なことです。しかし実際、そこでですね乗船してた方がある程度分かれば、健康相談の通知を個別に行ってほしいと思うんですが。

再度、おんなじ質問になりますけど、それは無理なんですか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、本町には名簿等がございません。

その関係で、広報という一番確実な方法で周知に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、仮に名簿等がありましたら、それも有効活用するのも一つの方法ではないか。そのように考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

名簿がありましたら有効活用もできないことはないという課長の答弁がありましたので、ぜひその方向で私も、できることはお手伝いしたいと思います。

それですね、室戸市の健康相談会には、元乗組員に通知するだけじゃなくて、既に死亡した元乗組員の遺族の方の参加もあったと聞いています。参加者が経済的に困窮してる場合も想定して、遺族や病気療養中の皆さんの生活相談や暮らし相談も併せてやっていただけないか。今回の 11 月 1 日のときですね。生活相談や暮らし相談。それもできないか、まずは開催地の土佐清水さんとも相談して、県にも要望していただきたいと思うんですが。

大変ご足労ですが、この点についてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

基本的に、室戸市で行った健康相談会と同じような健康相談会を土佐清水でやると、そのように聞いておりますので、議員がご指摘されますような生活相談についても、相談は当然受け付けていただけるものだというふうに考えておりますが、再度、県の担当課の方にはそのようなお話があったことは連絡して、受け入れ態勢ができるようなお話もちよっとしていきたいと考えますので、ご理解をお願いします。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

やってくれるという、そういう方向の答弁です。

それで一つですね、課長ね、この案内書ですが。これ、広報に載せると思うんですけど。これはですね、問い合わせ先、申込先が高知県ですよ。県になってますが、当然、黒潮町の問い合わせ番号、問い合わせ先がここへ載りますか。載せてほしいんですが。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

広報 10 月号に掲載の計画ですが、まだどのような形で載るかはつきりはしておりません。

で、多分問い合わせ先としては、うちの担当課の方の電話番号も入るようになろうと思います。当然、県に報告する必要がありましたら、町の方から継いで県の方に報告するとか、そういう対応を取っていく必要があると考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

一つ一つ、きめ細かく課長の方も考えてくれてるんだなと思って、大変ありがたく思っています。

それで、今回の健康相談会への呼び掛けは、専門家が見えますので、被災者の方々には、まあ先ほども言いましたけどもとても大事な会となるそうです。しかし、遠い場所での開催ですよね、土佐清水といいますと。それからまた、日程が合わなかったりと、健康が優れないなどの理由も含めて、そこまで行けない方も当然出てくると思います。

それで健康相談会の呼び掛けのほかにですね、既に被災から 60 年ほどたっておりまして、亡くなられた方も大勢おいでますけども、生存していてもかなり高齢になっております。元乗組員被災者の方々に残された時間は、決して多くありません。まあプライバシーの問題もあって、その点は十分考慮しなくちゃなりませんけど、本人や遺族の方々の了解を得ながら支援の手をさらにきめ細かく差し伸べてほしいと思うんですが。

町として、先ほど少し否定的な答弁ではありましたが、被災者にですね、名簿については私も協力しますが、戸別訪問などをして調査をすることはできないか。で、高齢でもありますので健康を害してる方もいると思いますから保健師さんも同行してですね、健康調査も併せて、その健康相談会に来れない人がやっぱりおりますので、そういうきめ細かな支援というものはできないものか。

この点についてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、現時点での基本的な考え方を答弁させていただきます。

基本的には、健康相談会等への支援につきましては、ビキニ環礁の水爆に関する問題は、本町に存在しましたらという仮定ですが、本町の皆さまの健康被害に関する重大な影響を与えることとなると懸念があるため、可能な限り支援をしていきたいというふうに考えてます。

しかしながら、事前の積極的な調査や国への賠償などの支援については、国や県からの情報開示や因果関係が解明されてからではないと、住民の方の過度な期待や不安感をあおる結果になってもいけませんので、国、県と連携しながら行っていかなければならないというふうに考えております。まず、それが基本的な考え方で

す。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

質問ではいつもそうですが、この壁を破るのがなかなか難しい。行政の。

それですね、そうですね、3 番の方にも入ると思いますけど、被災者がいる町としてですね、国の補償と

情報公開などの働き掛けをしてほしいというふうに、3番に書いてあります。

水爆実験の近くで、死の灰とも知らないで、実際話を聞いたんですけど、お風呂は入れないので海水で体を洗うんだそうですね。海水でジャブジャブ体を洗ったり、また、これは春ですけど、暑いときにはもうカップも着ないで作業して、そうした漁民の方がいっぱいおられたと。自分もそうやってかぶりよったと言っておりましたが。帰ってから、歯茎から血が出たり、突然鼻血が出る、体がだるいなど、そんなような症状があったりですね、元気だった仲間が1人、2人と、若くしてがんでなくなる。そんな現実を経験してもはっきりした原因が分からず、健康を害して苦しんできた、また無念の死を遂げた、たくさんの方々。厚労省が秘密にしていた資料が公開されたのをきっかけに、この事件が新たな段階に移ったと思います。

これはですね、資料の公開とともに、放射能の専門家の方々がこの問題に取り組んでくれています。まあ、その専門の方々が、今回のこの相談会にも見えるそうなんですけども。これはNHKが特集しましたNHKスペシャル番組ですね、実際放送してました。それは課長の方にも見ていただいたんですけども。

こういう被災者の支援の手というのは、今やっと始まったばかりです。国へのビキニ被災者の実態を調査することは、被災者の一番の願いでもある医療補償などの支援を実現する上でとても大事なことです。

昨年の8月、広島大学の放射線専門の教授グループが、放射線を浴びると血液の染色体の異常が出ると。これ、NHKのビデオでもやっていましたが。血液の染色体の異常。また、歯をですね調べますと、歯のエナメル質に傷跡が残るという研究成果を発表しました。これにより、元乗組員の血液や歯を検査することで、ビキニでの被災を立証できる可能性が生まれています。実際に、乗組員の方で歯を提供した人が全国で2人いまして、生存している被災者への公的な救済措置の道が開かれる、そういう可能性が出てきています。

こういう状況ですから、町の関係者も土佐清水市での健康相談会には出席するとは思いますが、それを受けて、黒潮町ですね、なかなか支援の手は県や国からのお達しがないと動きにくいという課長の答弁でしたが、その健康相談会でいろいろ講演もありますから、それでですね、町内の被災者に町として何ができるのかと、そういう検討をするということはどうでしょうか。検討をしていただきたいと思うんですが。

そういうことは考えていただけますか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

基本的に、この一般質問の通告をいただいた段階から、県とも調整しながら、係の中でもどのような対応ができるか検討もしておりますので、その引き続きという意味で検討は続けてまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、私の質問が悪かったですね。全然検討してないという意味で言ったのではないんですけど。

この健康相談会に行くんですけどね、専門的なお話もありますし、その実態が分かればですね、もう少しこう進んだ段階でできるんじゃないだろうか勝手に考えてまして。

まあ、引き続きやってくれるということですので、ぜひそれは相談会に参加して、それをお願いしたいと思います。

それで、その検討課題の一つとしてですね、このビキニ問題の勉強会を開く。そういうことはできないかな

と思うんです。それは、その係の人対象でもいいですし、町民も含めてですね、そういう勉強会を開くことはできないかなと思うんですね。

その土佐清水市での健康相談会では、放射線にかかわる最新の研究成果も報告されると聞いています。ビキニ事件は、まあ放射線という、そういう被ばくという専門的な問題も含んでいますので、被災者へどのような救済方法があるか。何回も言ってきましたけど。そして、その方たちが高齢であって、時間が急がれるという点もあります。

まず、被災者にとって一番必要な救済の手を差し伸べることは何かということを引き続き検討はしていると言いましたが、そのような内容や問題点などを勉強しないと、町としても国の指示待ち、県の指示待ちというようになってしまいます。

それで、まあ県や国の動向も大事ですが、独自にですね、町としてこの勉強会っていうのはできないものか。講師としては、先ほど言いました、太平洋核実験被災支援センターの山下氏が来てくれるそうですが。

そういうことは、課長、どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、勉強会の前に、土佐清水市で午前中講演会がありますよね。まあ、出席できるかどうか、今、ちょっと調整もしております。

一つ懸念されるのは、今、少ない保健師のメンバーの中、健康福祉課の中でなかなか、日曜日でもありますし日程的に取れるかどうか分からないところではありますが、可能な限り、まず講演会に参加してほしいという話はちょっとしてありますが、結果、どのようになるかはまだ未定のところです。

まず、それを聞いてみてから、また必要でありましたら勉強会等も検討していきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

勉強会も検討すると課長、答弁なさいましたので、どうでしょうかいうてまたお伺いに行きますので、その点をお願いします。

町長にお尋ねします。

ビキニ被災の新資料が公開されて以後、ビキニ被災者への支援については、今年の9月県議会で、わが党の吉良県議が質問をしています。それに対して尾崎知事は、国は新しい資料に基づいた、新しい対応が取られるべき。科学的な検証を行うべきではないか、強く求めていかなければならない。具体的にどういう行動をしていくか検討したい。そのような答弁をしています。ビキニ被災者が実際にいる町として、元乗組員の調査も大事です。それと、船員保険の適用はできないかとか被爆者救援法的な支援など、公的な救済措置が大事なんです。その実現のために、国や県、関係機関へ働き掛けるように取り組んでいただきたいなと町長に思うんです。

いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

ご紹介いただきましたように、知事も明言をしております。健康福祉課長とちょっと重複になりますけれども、足並みをそろえて活動させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私が言うたの、ちょっと分かりづらいですけどね。

公的な救済措置をするためにですね、国や県、関係機関へ、町長としても県と足並みをそろえるというんじゃないくて、県もしっかりやってくださいよというふうにつつくといいですか、そういう方向へ取り込んでいただけませんかということなんです。

いかがです。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、県の担当の方へお伺いをさせていただいて、しっかりと現状把握をしなければならぬと思います。そこから始めたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ほんと現状把握しないと、もう、知らなかった人には降ってわいたような話と、そういう。第5 福竜丸は知ってるけども、高知県を、黒潮町で該当者がいたのは降ってわいたような話という方もおいでますので、まあ町長の言われる意味も分かります。

もしですね、それ一歩進めてですね、ビキニ被災者への公的な救済措置が実現しますと、無念の死を遂げた乗組員の方々、そこでの認定基準が福島原発事故による被災者の救援措置にも適用される。そういうことにも考えられます。広島と長崎、ビキニと福島は、放射能による被ばく、汚染でつながっています。

町長は今、大体答弁をくれましたけども、県とも連携してですね、国へ被災者支援の要請に頑張っていたきたい。なかなか国がですね、一歩救援の方に積極的に踏み込んでくれませんので、知事もまあこの点では動いてくれると思いますので、ただ連携するというんじゃないくて一歩踏み込んでですね、尾崎知事を引っ張るぐらいのつもりでですね、被災者救援を国の方に支援頑張っていたきたいと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

公的補償を求める活動についてということでございますけれども。まず、この担当の健康対策課にお伺いをさせていただいて現状把握をさせていただいた後に、これは健康福祉課長が答弁致しましたけれども、町民の健康被害に対する案件でございますので、当然、活動することは当然だと思っております。

もう少しお時間を頂ければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

すいません。

ほんとに、先ほども言いましたけど、突然降ってわいたような問題でもありましたし、今急に、はいはいこうしますというふうにならなかったかもしれませんが、今、町長の方が調べた上で、そういう町民の健康問題としては取り組んでいくという答弁をいただきました。また、課長の方も大変きめ細かな答弁いただきまして、前向きに検討してくれるようですので。

今後とも、被災者救援に向けてご尽力を願いたいと思います。どうも。

これで終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、午後 3 時まで休憩します。

休 憩 14 時 44 分

再 開 15 時 00 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

4 番 (山崎正男君)

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

本日の私は、医療対策について、18 歳対策について、勤務対策について、それから津波対策についてという、4 点のご質問を致します。

第 1 番目のこの医療対策についてですが、もう既に 2 人の同僚議員から質問もいろいろとされております。大枠は大体分かりますが、私は私の範疇 (はんちゅう) で考えて質問していますので、よろしくお願い致します。

第 1 問目ですが、町の総合推進計画の中で、思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくりということで、保健、医療、福祉の充実という言葉がありますが、当町の医療を取り巻く環境は果たして安心なのか、現状と課題、ならびに今後の方針を聞きます。

まず、カッコの 1 点目ですが、地域医療の在り方について、今後どう取り組むのか。住民との信頼関係のため、どのような診療の在り方を考えているのか。

また、医師と行政の関係をどのように充実さすか。

住民や患者の安心のため、行政は日ごろから医師本人との協議を深め、環境整備や信頼関係を構築すべきではないかと。

こういう質問でございます。

本来、黒潮町には今、7 つの、歯医者さんと診療の先生がおりますが、これら全体のこともありますが、当面は、私はその拳ノ川と佐賀の診療関係を基に質問していきますので、よろしく願い致します。

まず第 1 問目はそのようなことから、行政の方の考えをお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

それでは通告に基づきまして、山崎議員ご質問の医療対策についての 1、地域医療の在り方について、今後どう取り組むか。また、住民との信頼関係のため、どのような診療の在り方を考えているのかについてお答え致します。

まず、黒潮町の医療を取り巻く状況につきましては、2つの医療圏、四万十市中村と四万十町窪川。この境に位置している関係上、住民の方々は、通常この医療圏内の病院に通院または入院していることも多く、ある程度この医療圏に依存していると認識しているところでございますけれども、藤本議員および中島議員のご質問においても答弁致しましたので重複することございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、住民の方々の安心面と強いご要望から、町内の診療所の運営存続につきましては最重要課題と位置付け、黒潮町全体で情報を共有しながら、あらゆる場面において、この診療所の運営存続についてさまざまな所のご支援をお願いしてきているところでございます。

黒潮町における医療体制の現状と課題、これにつきましては、町内で十分な整理を行いながら、地域医療の在り方につきましても、検討、協議は重ねてきております。

その結果、医療と介護の連携が地域医療には不可欠という認識を全庁的に共有していることから、医師確保を主体とした、診療所の運営存続のみならず、住民の方々の健康増進、そして病気予防等をより効果的にしていくためにも、保健、医療、福祉の連携、これに全庁的に取り組んでいるところでございます。

住民の方々のご心配と不安なお気持ちにつきましてもしっかりと受け止めておりますし、住民の方々からのさまざまなご意見、ご要望についてもしっかりと整理をしながら、住民の方々との強い信頼関係を築ければというふうに考えております。

そのためにも、これまで同様、町内の診療所の運営存続に全力を尽くしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、1番目の山崎議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

答弁いただきましたが。

私は、このたび拳ノ川には先生が赴任されて、まあ落ち着かれたということでございますが。今までの拳ノ川の診療所の具体的なやり方。それから、今度先生がおいでで新しいやり方、道筋といいますか、そういうものを示していただきたいと、このように思いますが。

住民は、新しい先生が来られて、さあ、私たちはこれで安心して拳ノ川診療所にも行ける。地域で生活しておっても、医療がすべてをカバーしてくれるというような気持ちでおられることだろうと思っております。

で、以前、先生の来るまでの診療の在り方と、今後の診療の在り方をどのように考えているか、具体策があれば教えていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

この8月から、拳ノ川診療所につきましては、松村医師が着任をされました。それまで1年と数カ月、常勤医師が不在という状態が続いておりましたので、医療センターとか幡多医師会、こういった所にご協力いただきながら、週2日ぐらいの診療日数というふうな部分で、何とか運営をしてまいりました。この部分につきま

しては、予約診療という形で計画的に診療をしてまいりましたけれども、今後につきましては、祝祭日以外につきましては平日はすべて診療をしておりますし、出張診療所ならびにそういった部分の対応も、訪問診療も含めて対応していく計画でございます。

まだ着任して間もないという部分もありますので、これからは先生と協議をしながらですね、より良い診療を目指して取り組んでいく所存ではございますけれども、そういった部分、これからのその診療方針とかいう部分については、まだ確立できている状況ではありません。それは、職員の体制とかそういった部分もありますし、その部分はご理解いただいて、これから前向きに、より良い診療所運営に努めていきたいというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

その、住民が安心して医療に自分の身を任せるといえることができるためにはどうしたらいいだろうか。そういうことをぜひ考えてもらいたいがですが。

これ前段の2人の議員の質問にもございましたけれど、特に往診ですが、平日の時間帯で先生が対応してくれる場合と、それから時間外で対応する場合に、聞いておりますと先生には車の便がないということでございます。町民が、急な医療にかかる必要性が出たときに、拳ノ川診療所地域、何キロ以内か動けるか分かりませんけれど、少なくとも、伊与喜、鈴、中ノ川、小黒ノ川、こういうところも抱えております。

で、やはり町の診療所ですので、夜間でも何時までは町が力を入れます。例えば、9時とか10時とか、そういう時間帯を決めて往診に責任を持つと。こういう考え方を持っていただけないか、こういうふうに思います。

これは前段の質問にもありましたけれど、運転手を構えたり、看護師を構えたり、職員体制を考えないかん。それでも、何時までは町が責任持って往診します。

それから、先ほど言う救急車。町民が依頼するには、よっぽどじゃないと勇気が要ると思います。で、何時以降やったらもう救急車、消防車の方の救急に任せたいという、明白な時間を振り分ける必要があるのではないかと私は思っております。

ここらあたりのことをぜひですね、これからの診療計画に入れて考えていく必要があるのではないかと。こう思います、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

現状で考えさせていただきます部分ですけれども、時間外とかいうふうな部分についてはですね、これまでも申し述べましたけれども、職員数が絶対数が足りません。対応する部分が、今の現状ではどうしてもその時間外とかいう部分については対応できないというところで、今後の課題というふうな部分で検討はさせていただきたいというふうには思います。

そういった部分含めまして、まだ着任したばかりですのでそういったところをご理解いただいて、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

まあ私も、町の行政の中で、理解するところは理解する。そうでないときは、また質問もするという、こういう立場でございますが。

ある村ではですね、条例の中にその職員の、看護師とか職員の往診時間外手当というような項目を設けてですね、往診の際には時間外を出すと。それと併せて、医師も、この職員、看護師の条例にのっとって、同様に扱うというような文言を書いている条例を見ております。

そういうふうに、要は町の姿勢の中で、黒潮町町民の、例えば5時以降9時までは、当然、町のサービスにおいて面倒見ていきますというような気構えを持っていただきたいと思います。これはまあ、もちろんお金も要ります。職員もそれなりに対応を考えないかんか分かりませんが、我々の総合整備計画の中にも、医療と保険とのその充実、こういうような言葉がありますが、これは単なる言葉の看板じゃなくて、現実、黒潮町はこういうことをしっかりとやっておりますというところの観点で、条例の整備、それから予算の整備、こういうことをやっていく必要があるのではないかと思います。

今後、そういう目的を持って、町民が主体ですので、住民が安心してできる医療体制の構築、これはいかなるものか。いかにするべきか。これを視点に置いて、ぜひ考えてもらいたいと思います。

今は駄目だと。でも、これからこういう方向性を持って考えを直していくというふうになるのかならないのか。

そこのお話をお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

お答え致します。

地域医療の部分につきまして、これをしっかりと充実させるというふうな部分につきましては、全庁的に共通認識として持っております。

しかしながら、現状で考えましたときに、この医療の部分だけで考えましても、すべての状況が町内で完結していくというふうな状況ではないと思います。もちろん、入院施設、入院設備の整っている病院もございませんし、そういった部分ではやはり、先ほども申しました2つの医療圏に依存をしているところも多々ございます。

先ほど議員の方も申されました、その夜間の診療体制とか、そういった部分を条例化している所もあるとは思いますが、その部分につきましてはしっかりとした入院施設のある診療所、病院、こういった所を抱えている市町村だというふうに認識しておりますので、その部分をご理解いただきたいというふうに思います。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

やはり行政は懐を広く持って、住民の時代時代に要請がある、その心配事をなくす。安心さす。こういう懐がないと、なかなか前向きな話には進みませんが。

形だけの文言を並べ、そういう計画であってはいかんと。いかに黒潮町が医療体制を整えるか。既に介護保険とか、包括支援センターとか、それぞれかなりの計画を持って、医療との連携とかいう言葉も入れてやっておりますけれど、肝心の医療、医師、それから、それを取り巻く環境。そういうものがもうちょっと

と充実しないと、住民の衛生管理、健康管理、そういうとこまでいかないのではないかと感じます。

ぜひですね、ご理解という言葉でありますけれど、ご理解は私たちが行政にさせていただきたいというご理解の方でございまして。ぜひ、住民を中心にしたわが町の医療体制が整うように、これから考えていただきたいのですが。

そこはもう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

お答えします。

そういった部分も含めまして、庁内でもしっかりと検討、協議をして、体制づくりに向けて検討を重ねていきたいというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それから、医師と行政の関係でございますが、お医者さんも人間でございます。で、お医者さんに対して行政がどれだけ連携を取れるか。お医者さんの気持ち、考えを、やはり月に1回とか2回とか、行政とですね、ひざを交えて話し合っ、わが町の医療の充実とか心配事を、先生自身も悩んでおられると思いますので、十二分なコミュニケーション、こういうものを取っていく必要があると思っております。

今回、佐賀の問題もありまして、ああ、先生のお気持ちを今までなかなか聞くチャンスがなかったかなという気持ちがあります。行政はやはり先生に委ねておりますので、先生の気持ちを大切に、先生の悩みは何か、そういうことも聞く姿勢が必要だと思っております。

そこらあたりは、今後先生と協議会を持つとか、連携プレーを図るとか、そういう考えはないですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

通告書の2番目に入ってよろしいのでしょうか。

（山崎議員から「いや、1番の後段」との発言あり）

はい。失礼しました。

次の質問にも関連するとは思いますが、これまで行政として医師との協議が十分ではなかったのかというふうなご指摘につきましては、率直に反省をして、今後十分に協議を深めて、しっかりとした対応をしていきたいというふうには考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

それから、その拳ノ川のことも、ぜひ住民にですね、これからこういう方向性を持って、1週間のうちにこういう計画でやります、どこどこへはこういうふうに行きますということは、もう一度、新しい先生がおいでたので、的確な広報、周知をしていただきたいと思います。

その点もひとつお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

毎月の広報等、それから緊急な部分につきましては、各地域に対してですね、通知文書を送らせていただいで周知をしておるところでございますので、その部分、そういった広報をしていくということをご理解いただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私のような質問者があまり明快に質問もようしませんけれど、今言う夜間診療については、今後検討していただけるのか。

そこだけちょっとお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

お答えします。

現時点においては、夜間診療の部分につきましては対応は考えておりません。これまでと同じ対応でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ現時点はということですので、これからぜひですね、総合的な視点から、往診の必要性、それから緊急な住民への対応、これらを考えていっていただきたいと思います。

それから、それでは2 番に移ります。

医師と行政の関係をどう充実さすかというのは、あ、そうか。

まあ、お医者さんの健康状態、これまで考えないかんと思いますので。先生には長持ちしてもらわないかんし、長いこと住民に安心してやってもらわないかんわけですので、まあ先ほども質問しましたけど、行政が先生のメンタルの責任者じゃというぐらいになってですね、医師との接遇を十分深めてもらいたい。こういうことでございます。

もう一度お願いします。すいません。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、山崎議員ご質問の2 番目、医師と行政の関係をどう充実させるのか。住民や患者の安心のため、日ごろから医師本人との協議を深め、環境整備や信頼関係を構築すべきではないかについて、お答えをさせていただきます。

これまでにも、先ほども申し述べましたけども、地域医療にかかわる住民の方々のご心配、そして不安なお気持ち。これは重く受け止めておりますし、町長を筆頭に情報を共有して、医療行政における環境整備等にもしっかりと取り組んできたところでございます。

黒潮町と致しましても、住民の方々の安心と福祉の向上のために、町内の各医療機関とは連携を致しまして医療行政に取り組んでおりますので、信頼関係につきましましてはしっかりと構築されていると認識をしているところでございます。

先ほども申しましたけども、行政として医師との協議が十分ではなかったのではないかと、というご指摘につきましては率直に反省をして、今後はしっかりと十分な協議を深め、きちっとした信頼関係に基づく医療行政に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私は時々慎重派でして、石橋をたたきながらつまづく方ですので、どうも失礼致しました。

続きまして、3 番にいきます。津波想定の中で佐賀の診療所や医師住宅の今後の対策は考えているかということでございます。

これは、現状はまあ佐賀の診療所は平地にありまして、今言う家も古くなって耐震構造もやったということでございますが、これから先の想定で津波が来るといえるときに、先生も避難せないかん。看護師も避難せないかん。こういう状況におって、高台へ逃げないかんということがあります。そうしたときに、ほかの住民の方も避難されている、けが人も出る、大変な事態になるわけですが。

先生の、例えば無事に逃げられて高台へ避難したときに、病人や介護する人があるという状況のときに、何も持たないでおるわけにはいきませんので。先生の医療機器、最低限必要な医療機器なんかも、この高台というものに先生用の倉庫か診察できる部屋か、そういうものも考えていく必要があるのではないかとというようなことを考えまして質問させていただきます。

この津波想定の中での対応はどのように考えておるでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは山崎議員ご質問の3 番目、津波想定の中で佐賀の診療所や医師住宅の今後の対策は考えているのかについて、お答えしたいと思います。これにつきましては、中島議員の質問への答弁において少し触れておりますので、重複する内容となりますことをご了承いただきたいというふうに思います。

佐賀診療所および医師住宅につきましては、昭和 47 年に建築をされております。築後、43 年経過しております。老朽化の指摘されるところではございますけれども、平成 24 年度に耐震補強工事は完了しております。

しかしながら、佐賀診療所につきましては、津波浸水区域内にあること。それから、先ほど申しました老朽化の観点からも、建て替え、または津波浸水区域外への移転。これについての方向性を、いずれかの段階において示さなければならぬというふうに考えているところでございます。しかしながら、現時点におきましては、その方向性を確定するまでには至っておりません。

ということで、答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この津波の問題は今すぐやれとは言いませんけれど、今日来ても明日来ても不思議はないという状況でござ

いますので、できるだけ早急にですね考えていっておかないと、事故があつてからでは身もふたもありませんので、早急に先生の安全性、安全管理。それから、今言う医療機器、どうするか考えていっていただきたい。

これはですね、佐賀の診療所だけでなく、ほかの関係、民間の先生方の医療体制も同じですけど、やはり役場の息のかかった先生だけじゃなく、民間の先生についても併せてですね、考えていくべきじゃろうと思います。で、今後のそのいろんな計画の中に盛り込んでいかんと、先生方は、町は何にもしてないというような感覚になるがじゃないろうかと思いますが。

この医療機関の関係、もう一度、今後考えていくかいかんか、よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、現時点ではその方向性等確定してはおりませんが、これからすべての方向性を考えながら、最善の方向を見いだしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私も言いたいところではよう言いませんけれど、今後、ぜひよろしくお願い致します。

2 番の質問に移ります。18 歳対策についてということでご質問致します。

1 ですが、選挙権が来年、参議院選挙より 18 歳から投票ができるようになりましたが、投票すべき心構えや責任の重さを関係者や家族にどのように説明していくつもりか。学校教育の中ではどのように対応を考えているのか。

また、18 歳と成人とのギャップの中で、未成年者の法的な責任と義務をどのようにとらえているか。執行部の今後の対応を聞きます。

よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、山崎議員の一般質問 2 番目、18 歳対策について、通告書に基づきましてお答えを致します。

近年、各選挙における投票率の低さが問題となっておりまして、特に若年層の選挙離れが社会問題としていわれるようになりました。

こうした中、選挙年齢を 18 歳以上に引き下げる、公職選挙法を一部改正する法律が公布され、平成 28 年度に実施される参議院議員通常選挙から適用される予定とされました。

黒潮町選挙管理委員会では、各定時登録および選挙時登録時に、新有権者となる方へ文書を送付してございます。現在は、20 歳を迎えた新有権者とそのご家族あてに送付しておりますが、選挙権が 18 歳以上となれば、対象は 18 歳を迎えた新有権者に対してということになってこようかと思っております。

また、高知県選挙管理委員会では、平成 15 年度から、将来の有権者育成事業を実施してございます。これは、県内の小中高大学、および専門学校生を対象とした、模擬投票の実施、明るい選挙推進協議会会長の出前授業や教材資料等の提供を行うことで、政治や選挙に真摯（しんし）に向き合うことができる有権者を育成するこ

とが目的として実施しているものでございます。平成27年度は既に10校が手を挙げてございまして、大学では5講座、400名が受講したとのことでございます。

こうした中、幡多地域では、昨日、県立宿毛高校で高校3年生53名を対象とした、高知県選挙管理委員会による出前授業がありまして、黒潮町選挙管理委員会からも委員長と書記の2名が参加して、授業の内容等を研修させていただいたところでございます。

この授業は、まず18歳選挙権の説明のほか、投票の必要性や、年齢が18歳に引き下げられたことで新しく選挙権が与えられる18歳、19歳の人が全国には240万人いることなど紹介され、続いて、教室内で模擬選挙が開催されまして、2名の立候補者の演説に続いて、宿毛市選挙管理委員会から入場はがきの説明があり、生徒たちは入場はがきを持って投票所受付コーナーへ行き、選挙管理委員会から投票用紙を受け取り、実際に使用している投票記載台を用いて記載をして、投票箱に投票を済ませるまでを体験されました。また、この後、選挙管理委員会による開票作業も立ち会いされ、投票結果によって当選者を選出するまで、リアリティーのある模擬投票が行われてございます。

黒潮町と致しましても、各小中学校でも同様の、主権者教育を中心とした取り組みを今後実施すべく、教育委員会との調整を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは山崎議員の、選挙権が18歳に引き下げられたことに対して、学校教育の中ではどのように対応を考えているかのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のとおり、来年夏の参議院選挙から、選挙権が18歳以上に引き下げられる見通しとなりました。

これまでの選挙でも、若い世代の投票率の低さが指摘をされておりますが、若い世代の政治的関心を高めるためには、当事者となる行政、そして政党および候補者、さらに若者自身の、3者の努力が必要であるというふうに考えております。

この中で、行政としてできることとしては主権者教育の充実であろうと思います。今回の改正により、若者の政治参加を促すために、文部科学省や総務省は今後、高校生など若い世代を対象に、政治教育や社会教育を拡充させる方針を示しているところでございます。

高校生の政治活動の在り方を示した文部科学省の新通知案についても、先日、新聞報道もされたところでございます。県教育委員会が所管する高等学校を対象としてはこうしたことが検討はされているようですが、教育基本法では教育の政治的な中立が求められており、政治教育の難しさも指摘をされているところでございます。

市町村教育委員会が所管を致します小中学校のうち、まず中学生につきましては、これまでも学習指導要領に基づき、社会科の歴史、公民の分野において政治的、社会的な事柄について学習をしております。特に公民の内容を見てみますと、私たちと現代社会、私たちと経済、私たちと政治、私たちと国際社会の諸課題について学習をすることとされております。

また、小学校の社会科では、6年生で、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが関係していることを学ぶこととされております。さらに小中学校段階においても、学級委員や児童会、また生徒会の選挙などを通じて、選挙についての仕組みなどを体験をし学んでおります。このように、小中学校におきましてはそれぞれの発達段階に応じた内容の学習が行なわれているものと考えております。

選挙権が18歳に引き下げられることによる選挙教育には、若者が社会の状況に目を向け、具体的な投票行動につながっていくような内容の教育が求められており、こういった内容の教育は高校教育に委ねるべきであるというふうに考えております。

今回の改正において、文部科学省、高知県教育委員会から、中学生以下の児童生徒に対して、今後の特別な対応の通知も来ておりません。従いまして、町教育委員会として小中学生に対して新たな取り組みを進めることは、現段階では考えておりません。

ただ、先ほども総務課長が答弁を致しましたように、主権者教育の充実は大切であるというふうに考えております。これまで高知県選挙管理委員会等が行ってききましたそういった教育の内容、具体的に取り入れる部分はどうですか、取り入れることも検討もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

総務課長からは模擬選挙、それから、教育長からは主権者教育というようなことで答弁もございました。

私は、もちろんこのような取り組みを十二分にやっていくべきではありますが、18歳という年齢を考えたときに、私は花の18歳というふうな感じでとらえておりますが、この方たちのこれからの希望、夢、これは我々大人より以上に真実を求めた考え方があろうと思います。

ところがこの18歳選挙というのは、その政治という中に入っていきますので、心配される面もございます。これは学校の取り組みの仕方によってもだいぶ変わってくる可能性もありますが、先生方がプレッシャーが掛かるがじゃないろうかと、私は思っております。先生方の指導いかんで、子どもの考え方、これらが変わる場合がありますので、ぜひ中立公平、これをモットーにした対応をしていかないと。今の若い方は、インターネットもスマホも自由自在に操れる、こういう世代でありますし、間違った観点の使い方をされると心配されるかなということもあります。

ただ、この社会に向ける真摯（しんし）な芽はですね、決して摘まないようにしていくべきであると考えておりますので。この世代の悩みがまた、かなりできるのではないかと思います。今後、来年までに、こういうところはもっと注意していかないかというような事例も出ると思いますが、その時点その時点でも当然やらないきませんけれど、今から、今のような主権者教育の充実という言葉で一口にはなかなかいかんともあると思います。18歳の選挙権ができると、おれたちもいよいよ大人の仲間入り。ところが、現実社会はまだ20歳という、成人という社会的な責任と義務がある時代にギャップがございますので。それから、親のやはり保護の下に学校教育を受けていると。こういう事態がありますので、ここらをかみ合わせて、保護者とも連携を取っていかないかと思っております。

保護者対策といいますか、保護者との話し合いなんかは今後されるのでしょうか。

教育長、かまらったら。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

これから保護者との話し合いは進めていくのかというご質問でございますけれども、先ほど説明を致しましたように、義務教育の段階ではですね、主にその選挙制度の仕組み等の基礎的な部分を学習しております。

具体的には、やはり高校教育に重きを置くべきであろうというふうに考えております。

そういったことも踏まえて、保護者に対していろいろ協議をすとか、保護者と協議を進めていくといったようなことは考えておりません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

教育長は、学校は学校、義務教育は義務教育というような観点のようでございますが。

年齢は、16 歳、17 歳、18 歳と、だんだんと迫っていきます。で、先輩の 18 歳の方たちが、選挙権ができたから 17 歳、16 歳、15 歳の後輩の方も、ああ、我々も 18 歳になったら選挙権ができるなど。どんなもんじゃろうかねというような心づもりがあると思います。だから、決して学校教育だけでできる教育じゃなくて、心構え。18 歳までの心構え。それから、政治とはこういうものだ、社会とはこういうものだということ十二分に教えていかないとですね、単なる友達、家庭に帰って、先輩、後輩が喋って、ああ、選挙はこんなもんじゃということ。それから、18 歳の選挙権ができた方も、成人までだんだんと育っていくうちに、深みのある政治、国の選挙の参加、こういうことが分かってくるであろうと思いますが。やはり小学校からも、それから中学校でも、君たちは 18 歳になったら選挙権ができるんだよ。社会の政治に対しても物が言えるんだよというようなことをしっかりと、正しく教えていただきたいと思いますが。

教育長、もう一回、そこらあたりはどういう考えか、もう一度お聞かせください。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

小中学校の段階からの教育が必要であろうかというご質問でございます。小中学校の段階ではですね、小中学校の段階で教えられる内容の教育というものがあるというふうに思います。

今回の通達もですね、高校生を対象にした通達でございます。当然、15 歳から高校生になるわけです。その前段の 14 歳までの中学生をとということであろうと思いますけれども。

内容的にはですね、一つ、先ほど答弁を致しました中で例を挙げますと、選挙に対する、県の選挙管理委員会が進めております、明るい選挙というふうな形の選挙ポスター、こういったものをですね、小中学校に公募をしている例もございます。こういった取り組みなんかはですね、小中学校段階でもできようかと思っておりますけれども、なかなかそういった心構えとか、そういう踏み込んだ内容の教育というのは難しいかというふうに思っております。できる部分の教育を今までどおりやっていくということになるかと思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私は、まあ教育長、一生懸命やっていただきたいわけですけど、その学校内とか学校外とか、いろんな場所子どもたちはこの選挙権というものについて学び、語り合うようなことになると思いますが。ぜひですね、曲がった政治体制とか、そういうことがないように、注意をして見守っていただきたいと思います。

この 18 歳という年齢は、世界中の中でも選挙権は多くあるようです。世界各国で 186 カ国ぐらいの中で 162

カ国が、既に 18 歳を成人としているというようにもお聞きしておりますので、18 歳がやがては、日本も成人中心の世界になるがじゃないろうかというふうに感じております。

まあ選挙権だけです、今のところは責任も義務もそんなに大きなことではないかも知れませんが、その選挙については必ず、違反したらこうなる。それから、やはり選挙なりの責任と義務がありますので。ここあたりもですね、18 歳で高校になるから高校に任したらええというわけにはいかんかと思いますが。選挙管理委員会もこれからどういうふうなご指導をされるのか分かりませんが。

総務課長、その選挙管理委員会のこれからのやり方、先ほど言うたような模擬選挙とかそういうことだけでなく、こういう周知をしていきたい。

教育長は保護者についてはあまり認識は薄いわけですが、保護者対策はこういうふうにしてほしいというふうなことは考えてないですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは再質問にお答えします。

学校を離れて、例えば家庭での周知ということになるかと思えます。

まず、高校生が投票に行かれる場合、通常学校に行かれてまして、まあ日曜日しかできないみたいなこともあろうかと思えますけれども、期日前投票というのがございます。それもまあ家庭の中で、無論経験されている親御さんがあろうかと思えますので、午後 8 時まで開所しているので放課後でも投票ができるよといったこともご家庭の会話の中で伝えていってもらいたいと思えますし、無論、20 歳を超えられた有権者たちには、それなりのまたそれぞれの考え方があってしかりでございますので、やはり家庭は家庭でそのことをお伝えしていく。

また行政も、広報や IWK といったものを活用して、協働の精神で周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

総務課長、もう 1 点ね、その 18 歳の子どもたちがその選挙に興味を持つ。こういう目的があるわけで、100 パーセント投票所へ行きたいというような状況を考えるべきじゃろうと思えますけれど。

投票に行くことをどのようにして高めていくか、こういう考えはどういうふうに思っていますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

明るい選挙推進協議会が全国にアンケートを取ったようなことがございまして。その中で、例えば高校生に選挙に関心持ってもらうためにはどうしたらよいのかといったようなこともございました。それは、授業の中で、政治や選挙に関心を持つために新聞記事を使った授業を展開してもらいたいというふうなこともありました。また、例えばこのような市町村議会への傍聴に行きたいというふうな要望等も、生徒自身にもあったというふうなことが出てございます。そういったこともまた、現在は高校生に対して議会の広報、開会があるよと

ということが流れていないのかもしれませんが、そういったことも含めまして、広報に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この18歳対策の選挙の関係は、世間の中ではもう高校生で興味のあるというか、前向きに社会をとらえてるところなんかでは、この間のニュースでもありましたけれど、高校生ユニオンというようなものを立ち上げてですね、高校生のアルバイトのその労働力をちゃんとせよというようなご意見もあったようです。18歳の年代の新しいこういう機運の高まりを我々は大きく取り巻いて、その心を大事にしていかないかんと思います。

これからもその周知徹底、それから中立公平、これを軸にですね、学校も、選挙管理委員会も、我々も一緒になって高めていかねばならないと思いますので、ぜひいろんな面で検討や勉強をお互いにしながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは3番に移ります。勤務対策についてということでございます。

1番で、全国的に勤労者の就労時間の問題が取りざたされていますが、町の職員の労働時間は適切であるか、現状と課題や今後の方針を聞きます。

このことは、最近、黒潮町は大変忙しく、庁舎をのぞいても夜間遅くまで電気がついている。これは、本庁も支所も似たようなことかと思っておりますけれど。今、100億を超えるような予算があつて、事業も皆さんが大きく取り組んでおるわけですけど、この原因といいますか、まあ現状をどのように今考えておられるか。

総務課長、よろしくお願いいたします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは山崎議員の一般質問3番目、勤務対策について、通告書に基づきお答えを致します。

南海地震対策の関連事業や、まち・ひと・しごと創生等、ここ2、3年は期限の迫られた緊急的な事業等により業務量が集中、増加しており、それに伴い、職員の労働時間も増加傾向にあると認識してございます。

町と致しましては、業務量の把握に努め、事業の優先順位を、サマーレビューや当初予算査定時で判断し、業務の平準化等に努めているところでございます。

また、今年度より、庶務事務システムの一つで、出退勤管理システムの導入を行っており、勤務時間や休暇等の管理、把握をして、職員の健康管理にも生かせるよう努めているところでございます。長時間労働が常態化すれば、心身への悪影響を及ぼすほか、事務能率や労働意欲の低下を招く恐れがあります。

さらに、来年度より正式に運用がなされます人事評価制度におきましても、組織目標、個人目標を設定し、その上で管理職が個人面談を実施することで、業務量の把握や、メンタルも含めた健康状態の把握に努めていくこととしてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ、管理職は管理職なりに職員のことを考えていると思いますが。まあ、この100億の事業があるから忙

しいのか、その原因がどのようにつかんでおるのが、そこがはっきりしませんけれど。

それから、まあ見る限り、もう何カ月もこのような状態、もしくは何年なるかも分かりませんが、職員もあれじゃないでしょうかね、体力的に悲鳴を上げてる方もあると思われませんが、何が原因でこれほど忙しいのか。ここらあたりの観点はどういうふうに行行政はとられておるのでしょうか。

お聞きします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

まず、今の職員の業務量的なことをお話しできればというふうに思います。

現状の状況ですけれども、防災対策、地震津波対策で、地域担当制を含め地域に入っておる、これも時間外で対応してございます。そして、その中で住民の評価も高くなったという声も聞かれますが、その分、職員には過度の負担も掛けているのが現状でございます。

まず業務の中で、今、地震のこともありましたけれども、情報防災課、これは南海トラフ大地震にかんする防災対策事業の増大。そして、その中で避難道、避難タワーのハード事業がございまして。そして、個人の住宅の耐震補強事業、このあたりは常々増えてきたものだと考えてございまして。

教育委員会にしてもですね、防災に関するソフト事業。

そして、まちづくり課あたりではですね、庁舎建設、そして都市防災事業の避難広場など、そして国道改良、高規格道路の推進。そして産業推進に当たりましては、缶詰製作所等の事業。そして観光に至るところでは、スポーツツーリズム等で4,000泊まで伸ばしてきた、そういう事業も増えてございまして。

そして総務関係で致しますと、普通建設事業の増大に伴いまして入札関係の事務の増大、そして地方創生事業の計画を取りまとめて、現在、ございまして。そして、国勢調査は今年ございまして。そして、国の法律が改正されました行政不服審査法の改正、マイナンバー制度への対応、条例改正等々が数多くなっております。

このような状況に対しまして、今現在、人の増員というのがなかなか難しい状況でございます。最近、新規採用でも5名程度の採用をしてまいりました。最近続きまして、3年目の職員が新規採用職員の人材育成にも努めてるというような状況にもなっております。

また、産休、育児休業の方もですね、おめでたいことではありますが、今現在7名程度ございまして、臨時や欠員対応ということになってございまして。

そういうことを含めまして、余剰人員にはですね、課の統合、係の統合などによって余剰人員を何とか生み出しまして、その業務の要る所に配属したいというふうなことで対応していきたいというふうに考えてございまして。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

これは時代の流れといいますか、3.11以来、それからルート56号のバイパスにしても、過去からの流れがあります。それから新しい、今言う庁舎の問題。いろんな観点で忙しいということはよく分かります。

分かりますが、もう少しここらあたりでブレーキもかけないと、職員が持つのか持たないのか、こういう心配を一議員として致しますが。あと何年ぐらいこの状況が続くのか。あと半年なのか、3年なのか、2年なのか。

ここらを職員にもよう認識してもらわないとですね、もし疲れが先行して、嫌々業務に取り掛かるということになってきますと、行政の効率化がますます逆の方向にいきます。もちろん、行政側の職員が足らん、マンパワーが足らんという事情もよく分かりますが、管理職からトップまで、どういう観点で職員のメンテナンスをとらえておるか。

災害が例えば起きたときなんかであれば、半年間頑張ってやってくれよと。住民のためじゃということで、まあこらえることもできるかも分かりませんが、これから何年こんな忙しさが続くのだろうかという職員に関してはですね、なかなか大変な重圧じゃろうというふうに思います。これは議会も、執行部から出てきた予算を次々に認めて、それから、時代の要請でもあって住民の要望もあり、次から次と新しい仕事を行政側にお願するということもあります。我々も反省せないかんともあります。

これを乗り切る見込みをですね、執行部の方から聞かしてもらいたいがですが。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

ご心配いただいておりますように、予算を見ていただいてもお分かりになりますように事業量が相当膨大になっておりまして、職員には負担を掛けている、年々負担増となっているという自覚を持ってございます。

身軽になる年度ですけれども、何年度という数字でなかなか申し上げることはできませんけれども、今抱えている業務で物理的に終わっていく業務はございます。

例えば、南海地震対策係が主にやっております、加速化交付金を使った避難道の整備については本年度で制度が終了致しまして、来年度の繰越予算で事実上、今のようなスピードでの整備は終了するということとなります。これでも、まあここに関しては民間、あるいは技術公社の技術員を入れておりますので、その方たちに大半を担っているという現状を考えますと、まあ圧倒的に正職員の業務が減ることにはつながらないかも分かりませんが、一つ大きな事業のめどがつくということになります。

それから庁舎建設でございますけれども、こちらにつきましても、現在の計画では29年度いっぱいでは何とかと思っておりますので、30年度をめどに、残工事、外構工事等々含めまして30年度をめどに何とかならないかと思っております。

この庁舎建設にしましても、庁舎建設係はもちろんのこと庁内検討会がございまして、そこでもたびたび検討いただいております、これは庁舎建設係以外の職員にもかなり負担を掛けている。これは、地方創生の計画策定においても同様のことが申し上げます。

それから高規格の延伸は、これから調整等々で今よりも忙しくなることが予想されますが、この旧大方地域につきましても国道改良工事。こちらにつきましても、もうそれほど、あと10年かかりますということではないので、これの関連工事等々の調整も、物理的にあと数年で終結を迎えるということになろうかと思っております。

しかしながら、今後の社会環境の変化に対応しようとすると、どうしても福祉部門の強化、これが必須であろうかと思っております。特に、高齢者世代が増えることによるケース対応というのは、なかなか予算規模では分からない業務量でございまして、日々現場に出て対応していただいておりますが、こちらへんをどう評価していくのかということでも大きく業務量の評価が変わってまいります。

それから、ご指摘いただきましたメンテナンス、健康面での配慮ということですが、非常に心配しておりますのはやはりメンタルでございます。月に1度カウンセラーをお招きさせていただきます、希望者は自由にカウンセリングを受けられるという体制、ならびに電話相談を受けられる体制を、現在整えております。

また、昨年度からは産業医として幡多医師会の会長にもお世話になっておりまして、少しずつではございますがメンタル対策の環境整備にも努めてきたところでございます。

事業量が増えて忙しいということはもちろん言えるんですけども、よくよく自分たちも計画的に採用をしていかなければならないと思っているのは、退職補充、もしくは退職不補充に準ずる期間が相当あったかと思えます。

よりまして、同じ一般行政職の人員でも、総勤続年数で比較致しますと、恐らく今はかなり低いところにあるのではないかと考えております。そうなりますと、まあ例えば合理的な事務執行ができるノウハウを持った職員よりも、少し経験年数の浅い職員がその責務を負っているというようなこともあって、少し時間を要するといったようなこともあろうかと思えますが。そういった非常に厳しい中でも、サマーレビュー、あるいは予算査定の中で、新規事業もしっかりと提案していただけるような強さも組織の中には出てまいりました。

ほんとにここ数年が正念場だと思っていますが、健康福祉課長に言わずと、町長は毎年正念場だと言っているが正念場はいつ解消されるのかというご指摘もいただきながらでもですね、何とか組織で一致団結して、この正念場を乗り越えたいと思います。

また、議会の方でもご協力いただければと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ、忙しいがも精神力が伴うて気合が入ってるときはいいわけですけど、気合というものは、あるときにプツンと切れたときにはバタッといきますので。私なんかその一番最先端におるようなもんで、気合が入ってるときはまあええわけですけど、人間というものはもろいものですので、やっぱり精神面の応援。そういうことをトップである町長なんかはですね、職員にしっかりと励ましの言葉、これはしていかなんといかんと思えます。

それから、その職員がもし仕事場で弱ると家庭まで影響します。で、家庭が崩れるとまた、今度はほかにも影響が出ますし。しっかりとした目標と、その達成を目指してやってもらえるようなことにならんといかんと思えますので。

今言う、町長は職員に対してどのように指針というか活力を与えて、どのようにこの数年を持ちこたしたいと思っているのか。これから職員に対する姿勢をちょっと聞かしてください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただいたのは、まあできるだけその職場へ足しげく通って意思疎通を図りなさいと、そういったことではなかろうかと思えます。重々重く受け止めて、そういった対応も取らせていただきたいと思います。

それから、現在は副町長を中心に業務整理も行なっていたところでございますけども、個別に拾い上げるとですね、なかなかこうやめていい事業というのが見つからなくて。もしかすると、事業ボリューム、予算ボリュームから、あるときは政治判断で、まあ、えいやで予算規模を決定するというようなことも、もしかするとあり得ることかも分かりません。そういった場合にはまたその都度ご説明をさせていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

このことに関してもう 1 点ですが。

忙しさのあまりに住民対応がぶれないように。住民、来客、こういうものに対してはぜひ親切心、笑顔、こういうものを忘れないようなご指導もひとつよろしくお願ひしたいと思いますが。

総務課長、どうですか、そういう方面は。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それは職員の基本でございますので、笑顔の好きな私もそのように、今後取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

まあ住民サービスが怠らんようなことにならんといきませんので、そこはしっかり根本に据えて、住民、町民に対する対応をお願ひしたいと思います。

次にいきます。津波対策について。

津波の避難対策で悩みの地区があるが、これらに対し、今後対応できないか聞きます。これらは町内全域での課題の氷山の一角ですが、町民の日ごろの悩みはどう対応するのかお聞きします。

まず 1 番ですが、白浜の国道下の暗渠 (あんきよ) 扉をふさぐことはできないか。

津波 34 メーターの想定高の地区で、防潮の暗渠 (あんきよ) をつぶしたい意向があるが、町の考えはどのようなものかお聞きします。

併せて、白浜の港に降りる車道はできないか。

この地区の港の活用と、海岸からの逃げ道として車道が必要との意向が強いが、町の考えはどうかということで質問致します。

ここ白浜の集落というのは、過去 5 回ほどこの合併を繰り返して、合併の間にあっているようでございますが、過去からの流れをひもときますと、やはり端々にある集落でありますので、合併してもなかなか行政の力が及ばない。こういうことが、時代とともに痛切に感じてきておられる集落でございます。

この際、34 メーターという津波対策をやっておるわけですが、できるだけこの地域の意見を集約して、地域のためになる、こういうようなことを考えていってあげたいわけですが。

まず、この白浜に対する質問に対して答えをお願ひします。

議長 (矢野昭三君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (尾崎憲二君)

それでは通告書に基づき、山崎議員の 4、津波対策について、カッコ 1、白浜地区の国道下の暗渠 (あんきよ) 扉の対策、ならびに、白浜の港に降りる車道はできないかについてお答えします。

白浜海岸の陸間 (りっこう) 部の開閉管理につきましては、設置者であります高知県幡多土木事務所より黒潮町が委託を受け、佐賀地区消防団に再委託をしています。

施設は通常、ゲートを全開にしていますが、波浪警報などの発令時には、設置者であります高知県幡多土木事務所からの閉鎖指示に基づき、佐賀地区消防団のご協力により開閉作業を行っています。ただし、津波警報

等の発令時の閉鎖作業につきましては、まず各自の避難が最優先をされます。そのため、過去に閉鎖作業の電動化、また、完全閉鎖を行った場合の海岸からの迂回路等について高知県と検討を行ってきましたが、いずれの場合も多額の整備費用が想定されるため、具体化はしていません。

また、白浜の港についてですが。平成12年度から平成15年度に、旧佐賀のころに高知県管理の海岸部を占用許可を取り、船だまり的な海岸施設として整備を行っているものです。

ご質問の一つであります、国道からの海岸への車道整備についてですが。現在は、海岸東側に車両通行可能な国土交通省管理の管理道、また、中央部につきましては階段があります。車道整備につきましては、白浜地域からの要望を基に、黒潮町議会とともに高知県幡多土木事務所へ行っていますが、海岸部分への構造物の設置は困難と回答を得ています。

担当課としましては、議員のご質問にありますように白浜部落の、そしてまた関係漁業者と、当海岸施設の利活用を含めて協議をまた重ねながら、海岸管理者であります高知県へ要望活動を継続して行っていきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

この地域のその暗渠（あんきょ）の扉は今、難しく、要望もしていくということでございますが。それから、まあ今言う道も、難しいというような感覚でございますが。

この地域の住民は、もうこの34メートルというような大きな波のときには、まあひとたまりもないほどの波が来るわけですので、だいぶ頑丈でしっかりしたものを造らないかん。その際に、今の扉が開閉がスムーズにできるのか、そういう心配もございます。まして、中が暗渠（あんきょ）ですので、国道が落下するようなこともあり得るかも分かりません。

これはまあ十二分に、今後ですね検討していただいて、県へも要望もし、やっていかないかんところがあると思います。私も、まあ現地も見てですね、なかなか大変なもんだなということは感じます。

それからこの、今言う集落からですね、この暗渠（あんきょ）もそうですね、水が、下排水、雨水、これが流れとるわけですね。何せ海岸縁ですので、国道の下を流れる水が海岸まで行くと、もう砂でいっぱい水が流れないというような状況もございます。

私は一つの集落をのぞく場合に、やはりその排水なんかは、今、必ず道路より下に土地がありますので、そこが詰まると中にたまるということで、低い土地の倉庫とか家屋とかがすぐ床下浸水が来るという状況がございます。もう一度ですね、この集落全体を眺めていただいて、担当課長、ほかの課長も併せてですね、みんなで現地を見て、どうしたら良くなるかいうところを検討していただきたいわけです。

で、まあどの集落も同じでございますが、いろんな不備がございます。私はその、役場の一つの集落を考えたときに、一担当課長が一問題についていくというような、こんな状況じゃあよろしくないと考えます。もちろん日々のことですので、担当課長が行ってずっと直す場合もあります。でも、共有してもらいたいがはですね、各担当課がこの集落にどれだけの課題があるか。ソフト面、ハード面、こういうものを見いだしてもらいたい。私はこの、たまたま白浜という集落を挙げておりますけれど、各地域でございます。で、配水なんかも、小さな土管。課長もこの間ちらっと見てもらったがですけど、小さな30センチぐらいの土管が、その全集落の配水量を賄えるかどうか。ここらも再点検をしていただきたいのですが。

建設課長はあれですか、その白浜の配水の現場は見たことありますか。もしあれば、今の現状でよろしい

かどうか、ちょっと確認を聞かせてください。話が飛びますけど。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

白浜の現状ということなんですが、確かに国道の下、あるいは集会所等、ほんとに排水が悪くてですね、まあ、少しの雨でもなかなか抜けない状況があるかと思います。それから、裏山が非常に急峻（きゅうしゅん）で、少しの雨でも大きな石が落ちてきて、海岸の水門の所に木が掛かったり、大きな石が掛かっているような状況が見受けられます。

で、先ほど海洋森林課長の方から答弁したように、地域全体を見ながら、町でできること、あるいは国にお願いをすること、県にお願いをすることを検証しながら、今後、最善策を講じていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

建設課長に話を飛ばして申し訳ないですけど、技術的に水路の高さというのはですね、簡単に測量できるものですかね。一集落の、ここが何メートル、ここが何メートルという高さは。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それではお答え致します。

水路底、あるいはその水路の高さにつきましては、そのレベルというもので基準点を押さえて高さを測れば、その数値は出ろうかと思えます。どれぐらいのこう配がついてるのか、ということは出ろうかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ、排水一つ取ってもですね、簡単にできるのであればすぐ調査していただいてですね、またその対策を打ってもらう。これをぜひお願いしたいわけですけど。

一集落の悩み事を、行政としていろんな観点から、今言う排水の問題、それから急傾斜の問題、土砂の問題、いろいろあるわけですので。

やはり、私の感じるには、行政は各課長がいろんな集落の条件整備をするというのがで私たちは鵜呑みにするわけですけど、一集落一集落を課題に取って、ここの課題はこうだということを町の方はまとめておるでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

山崎議員の再質問にお答えします。

毎年度、区長会を開催する中で地域整備事業のご要望をいただいております。それを総務課の方でいったんまとめて、どの課にこの事業が該当するのかといったことで、一定その回答を返していく中で、地域の課題等を把握している状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ、各部落からですね、地域要望でいろいろ挙がってきておりますので、区長場での、その今年のやるべきとこの返答もされているようでございますが。果たして、その各課長が共有されてるのかどうか妙に分かんわけですけど。

で、大きな課題が、その部落要望の中で出てくるものだけやっていたらいいというのではなくて、今、排水路一つに取ってもですね、要望があったらそこだけやるというのじゃなくて、黒潮町の排水の高さを全体的に測量せないかんというような観点に立つようなことができないのかなという気が致します。総合的な整備をどうしていくか、集落ごとにどうしていくかということが大事であろうと考えるわけですけど。

今後、その集落を良くしようという大きな課題に向かってですね、総合的なその設計の見直しというか、工事をやっていくとか、そういう方向性は考えてないですかね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在のところ、各地域それぞれの、先ほどの地域整備等で要望に応じていくのが現状でございます。

総合的に計画を立てていくのは、その防災とか、社会資本整備の道路であったり、そういう事業で当てはめていく計画はございますが、各集落ごとにそれぞれをですね、大々的に計画を変えていくというようなものは、今現在のところ持ってございません。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ、やってないからやってないということになるわけですので、やろうという観点をいかに持っていただくか、我々のもう説明なりアピールの仕方も分かりませんけれど。ぜひ、考えていかないかんねという観点到に立っていただきたいわけですけど。

そういう考えは、副町長、今はないですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほど山崎議員からも、職員の勤務状態の心配もさせていただきました。いろいろハード事業等、現在のところかなり多くございます。

そういうことも含めまして、業務の配分等も考えてですね、今ある制度を使いまして、集落等の整備も進め

ていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

時間もだんだんと過ぎておりますが、もう 1 点。

建設課長、すいませんけれどその排水の問題。これは、再度現場へ行って再確認して、今後、いろんな計画の中に取り入れていっていただけますかね。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

町の管理する水路、あるいは国の管理する水路、県の管理する水路等、総合的に現地調査をしながら、どこにその問題があるのか、その処方せんはどのようなものを総合的に、各課の職員、課長を中心として情報共有をしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

次へまいります。

2 番ですが、会所の中の、裏山に上る避難道に手すりや照明が必要ではないか。こういう質問です。

これは、まあ会所の集落も右と左に大きな避難道が大体出来上がりしましたが、この中の辺りにですね、住宅からすぐ上がれる道がございます。その道に上がる時とか夜間とかは心配がありますので、頑丈な手すりによびませんが、暗闇でも手を持って上がれるぐらいの手すり。それから、今言う明かり。こういうものがつけられないかということですが。

この質問を致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では山崎議員の、津波対策についてに関する、会所の避難道に関するご質問にお答えしたいと思います。

町内の避難道につきましては、今月中、9 月中をめどに、整備計画の最終確認を各地区の区長さんたちと行っているところでございます。

会所地区とも、9 月 17 日、本日でございますけれど、確認協議を実施中でありまして、その際にご質問の避難道について、手すりや照明について要望があるか、あるいは避難行動の上で必要があるかどうか、地元の方々と協議をして確認をさせていただきたい思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ地域へ入れば入ったで、いろんな悩み事、いろんなご要望がございますので、ぜひ十二分な協議をされてですね、前向きによろしくお願ひします。

それから、3 番です。国道沿いの避難道が竹に覆われやすいが、これらの伐採管理はできないかということでございます。

白浜周辺辺りから、ほかにもあるかと思いますが、ずうっと国道の流れに沿って、国交省の管理といたしまして避難道なんかがございます。以前に情報防災課長に聞きますと、まあ、避難道の周辺管理は各集落というか区長さんのところでやってほしいというような考え方のございですが、この国道の関係の管理はどのようにされているのでしょうか。

まず、お聞きします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の4番、津波対策についてのカッコ3、国道沿いの避難道が竹に覆われやすいがこれの伐採管理はできないかについてのご質問にお答えを致します。

現在、国道沿いに整備をされています避難路につきましては、国土交通省中村河川国道事務所にて、津波による浸水が想定されます区間の国道におきまして、山側のり面等の道路の点検用通路を改良致しまして、津波等発生時に、道路の利用者や沿道の住民の皆さんが高台への緊急避難路としてご利用していただけるよう、国道の道路敷内にて整備を致しました。

議員ご質問のとおり、避難路は山側のり面を利用して整備をしているため竹等に覆われやすい状況でございますので、津波等災害発生時、安全に利用ができますように管理をしています中村河川国道事務所に伐採の要望をしております。

なお、一部の避難路につきましては、国土交通省と黒潮町が共同で整備をしました箇所もございますので、自主防災組織等にも維持管理のご協力をお願いをしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

この避難道といたしますか、現実的には何カ所ぐらいあるものですかね。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えを致します。

現在、こういうような避難道が、佐賀方面から行きますと横浜トンネルの上に1カ所あるかと思えます。それから、白浜方面に1、2、3カ所。それから灘に1カ所。それから、伊田トンネルの上にあろうかと思えます。

ということで、大まかな個所数としましては5カ所程度あろうかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ国交省のことですので、そういう要請をしていくしかないかも分かりませんが、まあ力強くやっていただくということです。

というのがはですね、この竹とか、こういう草木についてはですね、まあ毎年のことですのでお金も要ります

けれど、いざというときに通れないように、竹が覆ったり、上へ上りにくい。そうでなくても結構急な避難道でございますので、ぜひそういうことも併せて、要望をお願いしたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

議員ご質問のとおり、早急にですね、関係の中村河川国道事務所の方に要望してまいります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

避難道のその管理、ちょっと併せてでございますが。

各集落の区長さん方は、こういう町の避難道についての対応は了解はできているのでしょうか。

そこらあたり、お聞かせください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、地区内の避難道のご質問でございますので、情報防災課の方でお答えしていきたいと思っております。

現在、町の方で整備計画を持っておる避難道は222カ所でございます。そのうち、情報防災課の方で整備する予定の箇所は現在190カ所でございますけれど、先ほど申しましたように最終確認をしておりますので、若干数値が動く可能性が今後ございますけれど、今月中にはその数値は最終的なものになると思っております。

それぞれの避難道、非常に多いわけでございますけれど、これまで区長会とかさまざまな所で申し上げてきましたのは、避難道につきましては地区の自主防災会中心に管理をしていただきたいと。当然、照明とかそういう施設が修理の必要ができたときは町がしますけれど、日常の清掃、あるいは草木の伐採、そういうものについては基本的にそれぞれの地区の自主防災会でお願いしたいということをお願いしてきました。

ただ、何かの文書で確約したとか、そういう状況ではございません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ、根本的には地域のことは地域で守れということでございますが、やはり高齢化とともにですね、草を刈ったり木を切ったりということがだんだんと難しくなる方向にあります。

それで、ただで集落で、各集落、各区長の下でやれというのではなく、これからそういう配慮も、何らかの支援もするという配慮も必要ではないかと思っております。

そこらの観点はまだ考えてないですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続けてご質問にお答えしたいと思いますけれど。

現在のところ、避難道管理に対して地域に一定の予算的な措置とか、そういうのはまだ考えておりません。ただ、今後、ほとんどの地域で自主防災会というのは区長さんが会長されておるわけでございますけれど、その町内にはその会長の代表というか、いう方も、自主防災会というものがございまして、そういう自主防災会の方と丁寧な協議をさせていただいて、また対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ぜひ地元と十分協議しながらですね、避難道の活用を、住民に安心してできるように頑張ってくださいと思います。

4 点目ですが、鈴の道は枯れ葉や枯れ枝が溝や車道をふさぎ、交通の弊害になる。避難を安全にするため、必要に応じた見回りと対応ができないかという質問でございます。

ここはですね、まあ集落から、特に旧道の方が多いかも分かりませんが、石が落ちてきたり、それから枯れ葉が落ちたり、小枝が飛んだりして、よく溝がふさがれるという状況があったり、それから、今言う小石が流れて道をふさぐというようなことがあるようです。

で、年に何回か、まず町が年に何回やられてるか分かりませんが、そういう対応だけでなく、災害とか大雨とかいう状況のときに必ず見回りへ来ていただいて、ほんで、必要ならばその都度、処理をしていただくということがあったりするんであろうと思っておりますので、現状はどのようにされているかをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、鈴の道の見回りと対応に関する質問にお答え致します。

議員の質問のありました町道というのは、おさかな街道、鈴須賀留線、および荷稻鈴線のことだと存じます。

この路線につきましては現在、建設課直営により維持管理を行っている路線で、主たる内容としては、年 2 回の草刈りと側溝清掃、落石および落ち葉等の除去等を、年間を通じて行っているところでございます。また、雨天時や台風明け等には巡回を行い、維持管理に努めているところであります。

しかしながら、これらの路線は延長も非常に長く、路盤も特にもろく、少しの風雨で落石や落ち葉、枝が流れ落ちる状態であります。また、獣の仕業か落石もしばしば発生し、大変苦慮しております。

これらの路線は、鈴地区と佐賀、および荷稻を結ぶ主要な道路であり、緊急避難道路でありますので、今後においても重点的に地域や関係機関にも協力いただきながら、巡回点検をしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

巡回点検をやっていくということですが、じゃあ点検して、何か異常が見られるというときにはすぐ対応できるのかどうか。

そこをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

特に荷稻鈴線の旧道につきましては、非常に延長が9キロと長く、ご存じのようにかなりの年数もたつて、あそこは国有林でございまして非常に樹木も多く茂り、そしてその影響が影ができて。それと、斜面を見ていただいたら分かるんですが非常に急峻（きゅうしゅん）なもので、雨が降ればすぐに落石と落ち葉が三角側溝にたまるような状態であります。ですから、雨が降るとうちの直営班に、次の日には見ていただく。あるいは、この間、避難訓練の後にも1時間に40ミリという雨が降りましたので点検を行うなど。特に鈴線につきましては、非常に佐賀地域から遠いということもあってですね、気に掛けていつも点検をしている路線でありますので、今後も積極的にいうか、あそこは特別な点検路線として位置付けております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

課長も大変ですが、まあ点検はやっていくということですけど。

現実的にそこが困る、地域住民が困るといときには、やはり早急な対応を、地域の区長さんなり地域住民と話し合ってますね、まあ予算的なこともあるでしょうけれど、そこの改修なり、道をふさいだ状況をなくすということをワンポイントワンポイントでやっていかないといきませんので。

そこができるかどうか、お願いします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まあ、鈴地区は須賀留も含めてですね、夜間に突発的な緊急事態が発生したらいけませんので、例えば通行止め等の情報があつたらその日のうちに、暗くても職員が出向いて行って現状把握して、一定の車両が通るかどうかが確認して、朝一番、業者がそこで対応できるかどうかというような措置を今年も何回も取っておりますので、今後もそういう対応をしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

まあ、一生懸命やっておられます。

で、要はその地域住民が目にも余るようなことにならないように、地域と連携をひとつよろしくお願い致します。

以上で私の質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 49分